

報 (号外)

「上の役割り」、これをいかに推進していくかといふ問題について、両国首脳の間で親しくひざを並べて話し合ったことに重要な意義があったと思ふのであります。

今日の相互依存の世界において、国際的な協調と連帯、その必要性はますます強まっております。同時に、わが国の国際社会における地位の向上に伴いまして、わが国に対する国際社会の期待もまた急速に高まっておるのであります。この上に見るべき資源を持たないわが日本国といたしまして、自國の生存と發展を確保する道は、進んで世界の平和と繁栄のために協力すること以外にはないと信ずるのであります。私は、このような認識に立ちまして、今後ともわが国が果たすべき「世界のための役割り」の推進のため、積極的に取り組んでまいりたいと信ずる次第でござります。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。中西

おいて、朝食をともにしながら、それこそひざを交えて率直な意見交換をされたとも聞いております。それは、あたかも日米合同の経済閣僚懇談会のような情景であり、その際、総理より日本経済の運営の基本方針と日米経済関係の将来の見通しについて明快な説明を得たことを米側出席者はほざくわめて高く評価したと聞くのであります。このような具体的かつ説得力ある説明を背景に、総理が保護主義の防護と自由貿易体制の維持について強い決意を表明されたことは、必ずや米側出席者に深い感銘を与えたものと信ずるものであります。

さらに、総理が今回米国議会に赴かれ、上下両院それぞれの実力者と長時間にわたって親しく懇談されたことは画期的であります。まさに、日米関係がその広がりと深さとを加えつある証左として、これまた高く評価するものであります。

このように、ワシントン滞在の二日間、総理がそれを十二分に活用され、有意義な活動をされたことがうかがわれるのです。

ここに、福田総理初め関係閣僚及び同行の議員各位に対し、心からその労をねぎらうものであ

際貿易小委員会で、二月一日、日本側が今年中に経常黒字を五、六十億ドルに減らすと言つてゐることに悲観的であると言つております。そして、二、三年のうちに何とかなるだらうとも言つておるのであります。そして、貿易障壁のシステム全般についての解決には八年の経過を要しようとする証言しておりますが、他方、昨年末來のアメリカのいら立ちと切迫感は一向に静まりそうもありません。そこで、今回の日米会談における本年の経済成長率七%と経常収支黒字の大幅減の決意に対するアメリカ側の反応、そしてアメリカのインフレ対策、エネルギー法案などに取り組むアメリカの姿勢をどういふうふうに受けとめられましたか、総理閣に伺いたいのであります。

次に、牛場大臣から、ストラウス氏が八年かかると言つております貿易障害全体の問題に関連し、多角的貿易交渉、いわゆる東京ラウンドにつきまして相当厳しいものが予想されますが、これについての今後の見通しを明らかにされたいのであります。

うに見え、わが国ばかりが提案をし、言いわけをしているように受け取れるのでござりますが、わが国が責任を果たさなければならぬことは当然としまして、アメリカ側も、安全保障面で貢献しているからといって、経済面で十分に対応しないでいては、アメリカ自身にとっても好ましくないはずであります。今回の会談を踏まえ、今後もアメリカに対して、その経済をどうするかについて言ふべきことははつきり言う姿勢をとつていただきたいのであります。総理大臣いかがでございましょうか。

次に、アジアとの関係について伺います。

在韓米軍の撤退が緩和されたり、米韓合同の演習があるなどの反面、アメリカ第七艦隊が頼りにならないのではないかという現状分析もあります。アメリカのアジアへのかかわりはいさぎかみます。日本のなすべきことを軽減するものではなく、防衛面でも経済の面でも、むしろ日本の責務をいまよりも加重するものであると考えるのであります。が、外務大臣の御所見を伺いたいのであります。なお、日中平友好条約について、カーター大

○中西一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま行われました総理の訪米報告に關して、総理はか関係閣僚に対し、若干の質問を行ふものでござります。

今回の訪米に関し、カーター大統領との首脳会談は、一回でしかも短時間であったとか、共同声明が出なかつたとかの批判が一部に聞かれます。が、私は、このような批判は当を得ないものと考えます。

総理は、当初の予定どおり、約三時間半にわたりてカーター大統領と会談され、大所高所から「世界のための日米の役割り」について有意義な意見交換を行われたと承知しております。

さらに総理は、バンクス國務長官とも会談されながら、ブルメンソール財務長官を初めとする米側主要經濟閣僚等十一名とは、宿舎ブレアハウスに

幅広い接触を通じて感得されたところを踏まえた上、今回の訪米の成果について率直な御所感を伺いたいと存じます。

わが国の経済は競争力の強いものと弱いものの混合経済であります。社会資本も立ちおくれていることもあります。したがって、大国意識とかあるいは国際的責任感が国民的合意になりにくい点のあることは否定できません。しかし、相互依存関係を抜きにしては生きていけない国際社会の中で、国力の充実してきましたわが国の責任は重大で、分相応の国際的な寄与に対する諸外国の期待は大きいと言わなければなりません。

総理に伺いますが、この容易でない国際的寄与を取り組む基本的な総理の政治姿勢を明らかにしたいと存じます。

ストラウス氏は、アメリカ上院財政委員会の国

車、テレビなどについて、近い将来追加要求があるのかないのか。農林物資については話は済んでいるとの伝えられていますが、いかがございましょうか、牛場大臣にお伺いいたします。

次に、ドル安対策に関連して、まず、日本銀行とニューヨーク連邦準備銀行、大蔵省とアメリカの財務局との間で、国際通貨問題についての情報交換の強化の合意がなされたのであります。このことについての評価と、アメリカの為替市場に対する介入の消極的な態度に関連しまして、クローリングペッグ、すなわち平価小刻み調整制や、あるいは我が国では宮澤構想などが報せられていることについての総理の所見を伺いたいのであります。

次に、インフレ対策、エネルギー法案などについてのアメリカ側の態度は必ずしも明確でないよ

中交渉にどういう影響を持っているのか、どういう影響を持たせようとするのか、総理の所見を伺いたいのです。

さらに、通産大臣は、昨年の総理訪問のアフターケアのため ASEAN を訪れ、多くの成果を上げてこられましたが、諸懸案の進行状況について、評価を含めて御所見を明らかにしていただきたいのであります。

次に、ASEAN の多くの国々は、多くの農村人口を抱えており、急激な近代化導入の波は、ある面では必要であり、ある面では農村を荒廃させ、安定的な社会構造を壊し、自由と民主主義にとって好ましくない政治勢力が浸透するという危険も持つておるのであります。

総理がアメリカ議会人との会合において、わが国としては、農業就業人口が急激に減少するよう

なことは社会の基盤を損なうことになると言明されたことを高く評価するのでございますが、そういう意味で、これらの国々の社会経済発展計画は、何でも実行すればいいというものではなく、社会基盤の安定に留意しながら農村問題と取り組むことがなければ挫折する危険があるのでないでしょうか。わが国の政府開発援助が三年間に倍増されるこの機会に、この点について、援助協力を含め、各国共同のプロジェクトチームをつくるなど、その方法について考え方が必要であると考えますが、外務大臣の御所見を伺いたいのであります。

次に、多年続いていることがあります、A.S.E.A.Nからのタピオカでん粉の輸入量は、同じでん粉関連産業の原料であるコーンの輸入量に比べて十分の一以下であります。累積債務解消にも役立つのでありますし、国内産でん粉に打撃を与えない制度は現にございます。タピオカでん粉もその制度に乗せて輸入量の拡大を図るべきだと考えますが、至急検討することを希望し、農林大臣の御答弁を求めるものであります。

同じ問題についてであります。南北問題といふ見地から外務大臣、そして通商政策の見地から通産大臣、それぞれにおいても検討を煩わしい御所見をお願いいたします。

次に、発展途上国に対し、青年海外協力隊員が毎年三百人程度、オイスカ青年が毎年三、四十名程度出かけておりますが、この二つを合わせましても、わが国よりも人口の少ない欧米諸国に比べて零が一つ足りない状況であります。日本の青年に奉仕の精神が欠けているのか、政府の姿勢に欠けるところがあるのか、一億ドルの援助をして二億ドルの利益を持ち帰ると言われます。プロジェクトに比べますと、予算の規模は小さいけれども、心と心の触れ合いという点で相手国では大きい評価を得ているこれらの中年活動につきまして、政府援助を三年間で倍増するという計画の中で、画期的な量質両面での予算措置を講ずること

はいかがでございましょうか。

なお、同じように、予算としてはわずかなことで済むのであります。保健衛生について、たとえば保健婦養成機関の設置、運営、必要な器材の購入等について援助をすることも拡充していただきたいのであります。これらについての外務大臣の御答弁を求めるものであります。

次に、安全保障に関連して質問いたします。

まず、アジアに対する日米の役割についてであります。日米安保も自衛隊も要らないという亡國につながる考え方はこれを排撃しなければならないと同時に、日米安保があるから自衛隊は要らないという甘えの精神構造もまた困りものでございます。そういう意味で、A.S.E.A.Nに対する安全保障はアメリカ、経済は日本という日米の役割分担は、そのままには我が国に当たはまるものではなく、わが国はみずから防衛についてできる限りの自己努力をすることが日米役割分担の大柱であると考えるのであります。外務大臣の答弁をお願いいたします。

次に、駐留米軍費用の分担についてであります。アメリカ駐留軍側からの要請に十分こたえて

いるような印象を受け、国民の大多数は恥ずかしい思いをしているのではないかと思うのですが、どう対処しているか、総理の御答弁をいただきたいのであります。次に、エネルギーと食糧の危機について、安全保険の見地から質問をいたします。

最近、W.A.E.S.C.I.A.エクソン等の報告書によりますと、一九八五年前後に石油不足が世界の政治経済の大きな混乱要因になりそうであつて、その対策が急がれると言われております。危機感をおおるという意味ではありませんが、潜在的危機に対する無関心もこれまた危険であります。政府としてどう取り組もうとしておられるか。

これに関連して、わが領海、領空侵犯に対する備えについての不安などの例を挙げるまでもな

く、わが国の危機に対応する能力の欠如が憂えら

れていることを考え合わせ、事前対策、予知、被害の極限、耐久と收拾、再建という五段階を踏まえた危機管理が必要であるという見地に立って危機管理センターを設置すべきだという議者の意見もあるのですが、総理いかがでございましょうか。

先ほどアジアの農業について触れました。アジア開発銀行の報告によりますと、一九八五年ころにはアジア地域で千五百万吨ないし四千万トンの食糧不足が起ると予測しております。そのほ

ど、いろいろな問題が重なりますとどうなるか、どういった危機が来るか。それを回避するための努力と同時に、それに対する対応策も考えておかなければならぬと思うのであります。

次に、右にも関連いたしますが、わが国から、世界の穀物政策について、食糧輸入国の安全保障、発展途上国との飢餓対策あるいは社会経済発展計画への寄与等を柱にして、新たな提案をしてはどうかということに触れたいたいです。

日下小麦協定が進行中であります。この内容につきまして詳しくは触れませんが、対象数量、價格等について、当面の利益よりも長期的な安全保障という見地で解決を図ることについて、外務大臣の御答弁をお願いいたします。

さらに、アラスカ原油の輸入問題についてであります。

次に、エネルギーと食糧の危機について、安全保険の見地から質問をいたします。

南方を経由する石油輸入に対して、北太平洋に新たな航路を開き、安定供給源を確保することがかねての懸案になつております。第三国との石油をアメリカに入れるのと引き換えにこれを実現することや、アラスカ開拓に伴うファイナンスの問題などについて、今回の日米会談で進展があつた

と思ひます。政府は、核燃料再処理問題について総理にお伺いするものであります。

次に、核燃料再処理問題について総理にお伺いするものであります。

陽エネルギーについて、光合成を含む新しいテ

マにつきまして共同研究を推進したいと述べられ、カーター大統領はこれに賛意を表したと伝えられておりますが、まさに時に適した提案であつたし、濃縮ウランの前払い輸入の話にも好意

的反応が見られたと伝えられておることも評価するのであります。さて、二年後の核燃料の再処理施設の運転につきましては、今回話し合が行なわれなかつたようですが、今後どのように対処するのか、総理の所信を伺いたいのであります。

最後に、この日米会談に引き続き七カ国の首脳会議、そして本年度の円滑な経済運営に對処するには、何よりも政局の安定が肝要であらうと考えます。総理も当然、政局の安定についてその責任を果たすべく万全を期せらることと存ずるのであります。世間は、次期自民党総裁選挙あるいは衆議院解散について取りざたされていける折りから、現在これらについてどのようなお考えであるか、胸の中を明らかにしていただきたいであります。

日米安全保障条約があるからといって、わが国がみずからを守る意思と能力がなければ、恐らく、危機的状態のもとでアメリカは日本を援助するのにちゅうちょするであろうことは、内外幾多の歴史の教えるところでござります。

以上を踏まえ、それぞれ明快に御答弁賜りたい

のであります。

いま、わが国が、テーブルの上のどちらを対

前年度七名ふやそと物を買いましょとうと言つ

て、その対策が急がれると言つておられます。これは内外の期待に沿うものであります。さらには七・五%にしき、補正予算を早く組めという声もあります。政府の努力について、たびたびの言明によつて、あらゆる施

策を展開し、その実現を期しておられることに信頼を寄せますとともに、テーブルを支えている足

にも注意してほしいということを含めて質問を続

世界と日本の平和と安定のために、世界の新秩序建設のために適切な政策展開を行い、国民の信頼にこたえることを切望して、私の質問を終わります。(拍手)

國務大臣福田赳氏君登壇

卷之三

（国務大臣）（松田赳太君）　まことに、中西さんが質問を通じまして、私の訪米を正當に評価していただいたことを心からお礼を申し上げます。（拍手）
と申しますのは、いろいろな見方があるものであります。いまお話がありましたが、共同声明が出なかつたのはこれはおかしいと――何がおかしいんですか。最近の風潮は、もう首脳外交の時代なんです。首脳が行つたり来たりしておる、その都度都度共同声明を出す、これはもう、少し時代おくれと言つてもいいくらいなものなんですね。何か出さなければならぬ、そういう事情があるというときにこそ共同声明というものは出します。今後もそういう必要があるときは出しますが、そういう必要のないときには出しませんから、そのとおり御理解を願いたいのです。
また、会談の時間が短かかった、あれはどうもアメリカから軽くあしらわれたんだなんというようなことを言う人もあるんです。ありますけれども、それはそんな短い時間じゃないんです。首脳会談が三時間余りだというのは、これは相当長い時間なんですね。わが国にも諸国からたくさん來訪者はある。私は二回会うことがありますよ。ありますけれども、一回の時間は一時間とか一時間半ですよ。そういうようなことで、決して三時間半に近い時間というものは短い時間ではないといふことも御理解を願いたいのであります。
今回の訪米は、中西さんが正當に評価してくだつたようだ。まず、世界経済の安定という観面において、私は、大変な大きな影響のある会談でございました。世界経済は、あの五年前の石油ショック、これ以来いまだに混沌としておる。そこへもつていつ

て、昨年の首脳会談、あの会談で申し合わせたことがそのとおりに動いてこなかった。ドイツにいたしましても、アメリカにいたしましても、わが国を実現することができなかつた。さらにそれにつけ加えまして、アメリカにおける国際收支の大赤字という問題が出てきたわけあります。また、わが日本におきまして、縮減したい縮減したいといつたその黒字が、縮減どころか、百四十億ドルを超えるという大黒字に終わつてしまつた。

このような問題があつて、そういうことも背景となつて、この通貨不安問題というものが出てきています。この通貨不安問題といふものを、これを放置しておきますと、これは世界は大混乱になりまするし、それがひとり経済の混乱じやない、政治の混乱にまで発展する大変ゆゆしい問題である。そういう局面におきまして、ともかくアメリカは世界第一の経済大国であります。わが日本は、自由社会におきましてアメリカに次ぐ工業力を持ち得る国である。その二つの国が会談をする、そうして意見の調整を行ふ、これは世界の経済の動きに非常に大きな影響があるわけなんですね。画首脳の会談におきましてこの問題が真剣に討議され、そうしてアメリカにおきましては、ドルの減価、その根源になるところのインフレの抑制並びに国際收支の改善、これに努力するということを約束し、わが日本といたしましては黒字減らしに最善を尽くすということを約束をする、こういうことに相なりましたことは、これは私は世界のために非常によかつた、このように思う次第でござります。

また、わが国といたしましては、何と申しますても、アジアの一国である。アジアに関心を持つことは当然であります。そのアジアに対する日本の考え方、これは世界じゅうのどの国よりも私はよく情勢を見ておる国である、このように考えるのです。ですが、その日本の国の考え方というものを、全世界にわたつて責任を持つという立場に

あるアメリカの大統領によく話すということ、これは大變有意義なことだ。それに対しまして、またアメリカの大統領がアメリカの大統領としての御所見を述べる、こういうこと、これは私は、アジアの平和、ひいては世界の平和のために大変重要であったと思うのです。

私は和やかに答言した。しかし、この國は、オーストラリア、ニュージーランド、これは資源の関係で大変深い関係があるんだ、この國と仲よくしなきゃならぬことは当然だ。しかし、ASEANの國々、この國々も、ベトナムから米軍が撤退して以来不安な状態が続いているだけれども、最近、事実立ち上がり、その傾向が出てきておる、これをわが日本が援助して差し上げる、協力して差し上げる、これは私ども日本の國の責任であると心得て、できる限りの協力をしてくれるが、また、ASEANの國々などと社会体制の全く変わってしまったインドシナ三国との間に対立、緊張があるということは、これはアジアのために不幸なことだ、何とかしてこの両者の間に対立、緊張のないような状態をつくりたいというための努力を日本がしておるんだということを、アメリカにもよく申し上げたわけであります。が、アメリカといたしましては、立場は日本と違う、違うが、日本のその立場は非常に貴重な立場じやないかと言つて評価されました。が、そういうふうに、多少日本とアメリカというのは、立場はアジアに対しても違うところがあるんです。ありながらも、しかし、理解し合つて、その共同のそれを努力をするということことは非常に貴重なことであります、これも私は一つの成果であったと、こういうふうに思うのであります。

また、さらに、私どもは今日のこの世界だけを論じたわけじゃないんです。これから先々の世界に向かって、日本とアメリカというものが協力をしたら必ずぶん賛成な役割ができるんじやないかということにつきましても話し合つた。特に、これから先々、二十一世紀を展望いたしましても、そうなんでありますけれども、石油エネルギー

にかわるところの新しい資源の開発、これをそのときになつてから話し合いをするならする、努力をするといつても間に合いません。いまから用意しなけりやならぬ問題だ。そのしなけりやならぬ問題の最も重要であり、貴重な問題は何かと言ふと、まあ私が提案をしたんですか、核融合並びに太陽熱エネルギーの開発である。この問題で日本が協力しようじゃないか、お互いに、場合によつたら金を出し合つてもいいじゃないか、こういうような話をし、大統領も積極的な姿勢を示し、恐らくこれが日米間で今後具体化の方向で詰められることになるであろう。私は、これは世界のため、人類のために大変よかつたと、このように考へておるのであります。

でこゝには合戦において三割の減少になる見通しがある。船はどうだ。これは造船不況であります。そして、注文がそうないのでありますから、これはもう本当に激減をするわけであります。まあ船はさておき、自動車と鉄とテレビ、この三つだけで対米輸出の四三%を占めるわけであります。それがそういう状況なんです。

それから、その他の商品につきましても、日本が影響いたしまして、輸出は非常に抑制されますが。そういうことを考えまするときに、わが国の方でそれが国際收支の面においてどういうふうにあらわれてくるか、輸出の価格の面においてどういうふうにあらわれてくるかとなると、これはあんなふうにあらわれてくるかとなると、これはあんなふうにあらわれてくるかとなると、つまり、アメリカがインフレで、わが国から買うところの自動車の値段が、テレビの値段が上がるということになれば、それだけドルによつて表示された輸出価格といふものは多くなるんですから。したがいまして、日本は黒字を大幅に縮小するということを考えておりますが、これにつきましては日本としては最大の努力をしておる。しかし、これが本当に数字となって出てきて、どんな形で出てくるかどなたかということは、アメリカの問題ですよ。これはアメリカのインフレがどうなるの問題ですよと、いうことを、大統領にも、また、経済関係の閣僚にも、上下両院に対しても、あるいは財界人に対しても、特に徹底するよう申し上げてきたといふことを特に皆さんに御報告を申し上げる次第でござります。(拍手)

しかし、輸出だけでは決まるわけじゃないですか。輸入の面につきましては、これは努力をしなきゃならぬ。しかし、努力の結果は、時間の流れがありまして、この二、三ヶ月の間に頗著な輸入の増加、そういう傾向となつては出でこないでしょ。そのつなぎを一体どうするかということにつきましては、緊急輸入ということを考えてお

る。その緊急輸入の詳しい内容も話しましたが、アメリカは、それに対しまして、アメリカでのできることは最大の協力をする、ウランの問題などにつきましてもいまではかなり消極的であったんですが、積極的な姿勢が示されたということもまたよかつたと、こういうふうに考える次第でございます。

また、私は、それをも問題とする問題ではない。これにつきまして強くアメリカに努力を求めたわけであります。ドルは世界の基軸通貨である。この基軸通貨であるところのドルが不安定であるということになれば世界は大混乱になります。大混乱になつたその結果、世界は非常に政治的にむづかしい局面を迎える。このドルの安定、これがなければアメリカ自体がまたインフレ化する。そういうことを考えて、アメリカのエネルギー政策、これをぜひしっかりとやつてもらいたい。これは、アメリカはあります。計画を持っておりまして、いま法案を国会に出しておるんですが、なかなかこれは進まないんであります。でありますので、私は、上下両院におきましては、上下両院の皆さん、陳情いたしますと、ぜひひとつアメリカ政府の提案しているこのエネルギー法案を速やかに成立させてもらいたいと申します。でも、アメリカといつましても、ドルの安定をし上げたほどであります。必ずしもいたしましても、アメリカといつましても、ドルの安定をしまして、これは基軸通貨としての立場におきまして今後さらに一層の努力をし、円とドルとの関係をおきましてはいろいろいままでいきさつはありましたけれども、今後は、大蔵省・財務省、まことに日本銀行・連邦準備銀行、この間において毎日電話で連絡して情報の交換をし、対処方策について相談をするということを約束をいたしました。このことをまた御報告申し上げます。

では、双方が満足し得る状態において速やかに日中平和友好条約を締結したいと、そういう方針でその交渉再開のための環境づくりに努力してきました。まあ努力がようやく実りまして、交渉再開も迫ってきたという時点で尖閣列島の問題が起つて、大変私は苦慮しておるんだという話をいたしましたところ、大統領は尖閣列島の問題には触れませんでした。そして、中西さんがおっしゃったように、日中平和友好条約の成功をお祈りしますと、こういうような短い言葉でありました。その意味は一体どうかという御質問でござりますが、その意味を大統領に、「お祈りします」という意味はどうですかとも聞くわけにもまいりませんが、私いたしましては、重大な外交政策の決定に当たりましては、どこの国といえども友好国の意見は聞くんです、しかし、その友好国の意見に拘束されるという考え方方は、これは持っておりません。そういう態度はとりません。友好国の意見を聞いて参考にいたしますけれども、最終的な結論は、国会の皆さん等にも相談いたしますが、政府が責任を持ってこれを決定すると、このように御理解を願いたいのであります。

なかつたかという話ですが、これは、話は今は触れていません。これは三年目以降の問題になります。われわれは、INFCEの検討の結果、またこれから先々のわが国の研究開発の結果等を踏まえまして、日米間で円満に話は決まっていくと、このように考える次第でござります。

今後の政局運営について問うと、こういうような最後の御質問でありますたが、わが国は、世界の中でもとにかく重要な役割りを演ずるわが日本であります。世界で恥ずかしくない行動をとらなければならぬ。わが国は平和国家でありますたが、それには徹しなきなりませんけれども、軍事面においてそういう世界に貢献できないわが国といてしましては、経済その他の部面において世界にできるだけ貢献をし、世界があつての日本だという考え方で、狭い島国根性じゃない、そういう気持ちで政局に当たっていかなければならぬ、こういうふうに思いますが、最善を尽くしてまいりたいと申し上げたいと思います。(拍手)

〔國務大臣國田直君登壇、拍手〕

○國務大臣(國田直君) 重複を避けてお答えをいたします。

第一は、アジアの防衛はアメリカ、経済は日本という御質問でありますが、これは私が言い出した言葉であります。總理と大統領との会談、私とバンス國務長官との会談においても、こういう問題が出ることに、總理も私も、日本は特異の憲法を持つておる、この憲法があるから手を出せないのではなくて、われわれは、この憲法こそは、人類の先覚者として、力で物事を解決しない、平和を目指すという誇りある憲法であるから、したがつて軍事面においては協力をできません、経済面においてできるだけの協力はいたしますと、こういうことを主張しているわけであります。

また、日本の防衛につきましても、会談では一切出ません。上院、下院の懇談中、陸軍大佐上がりの上院議員がおられまして、この方が、日本は自分の自衛防衛をもつてやれと言われただけであ

國務大臣園田

○國務大臣(園田直君) 重複を避けてお答えをいたします。

第一は、アジアの防備はアメリカ、經濟は日本という御質問であります。これが私が言い出しました言葉でありまして、総理と大統領との会談、私とバンス国務長官との会談においても、こういう問題が出てることに、総理も私も、日本は特異の憲法を持つておる、この憲法があるから手を出せないのではなくて、われわれは、この憲法こそは、人類の先覚者として、力で物事を解決しない、平和を目指すという誇りある憲法であるから、したがつて軍事面においては協力はできません、經濟面においてできるだけの協力はいたしますと、こういうことを主張しているわけであります。

また、日本の防衛につきましても、会談では一切出ません。上院、下院の懇談中、陸軍大佐上がりの上院議員がおられまして、この方が、日本は自分の自衛防衛をもつとやれと言われただけであ

りまして、その後の記者会見でいろいろ言つておられるようありますけれども、まあまあ日本でもいろいろあるわけですから、あの程度は何らわれわれが考慮すべき問題ではございません。

したがいまして、アジアの国々は、ビルマも含んで、自国の安全ということに非常に関心がある

わけでありますから、これについてはアメリカの協力をわれわれは期待する、経済面についてはわれわれは一層ASEANの復興、繁栄に努力をす

る、こういうことであります。日中問題については、総理が言われたとおりでありまして、いやしくも一国の外交をするに当たって、他國から何か言われたからといって、進めるとか、とどまるということはあつてはならぬことでありまして、これは既定の方針どおりであります。ですが、外務大臣として言えば、国内で親子からがたがた言われるときには、他人からしつかりやれと言われば、心うれしきものでございます。今後余り長引きますが、それよりその國からやれとかやるなどか言われると、いかにも日本がよその國の意見を聞いてやつてある印象を國民が持ちますから、そういうことがないよう、一日も早くこれが進みますように格別の御援助をお願いする次第であります。

次に、ASEANの国々に対する経済援助の問題であります。これは御指摘のとおりであります。第一は、量をふやさなければならぬ。そこで総理は、五ヵ年間に倍増という計画を立てておられましたが、三年間にこれを倍増するという量的な拡大を図られたわけであります。

なお、この協力につきましては、御指摘のとおり、大きな工場、プロジェクトを誘致をして一挙に何かやろうという考え方では、これは双方反省すべきことでありまして、むしろ、農村あるいは海岸の漁村と、その國の社会の基盤を安定させることが大事でありますから、農村、漁村あるいは一般国民の生活繁栄のためにわれわれは相談をし

ておるわけであります。(拍手)

〔國務大臣牛場信彦君登壇、拍手〕

O國務大臣(牛場信彦君) 多角的貿易交渉、東京ラウンド等につきましての御質問にお答えいたしました。

ただいま東京ラウンド関係の主要国、つまり日本とアメリカと、それからECでございますが、この間におきましては大体これを七月中に妥結させようということになつております。この間アメリカに参りましたときにも、日米間におきましたてゼヒひとつこれを七月半ばのボンにおきまする首脳会談のときに大体妥結したという形でもつて報告をいたしたいということで意見が一致しておる次第でございます。

私は、帰りにまたヨーロッパへ回りました。ECの連中とも話してまいりましたが、ECの方でもきわめて積極的な考えを持っておりまして、こ

れはゼヒひとつ実現しなきやならないことだと思つておるのでございます。

現在、各國とも、交渉の成果の拡大均衡を目指して努力しているところでございまして、拡大均衡と申します意味は、たとえば関税の引き下げにつきましては八年間に四〇%下げるという目標を達成しよう、あるいはできたらそれ以上やろうといふことで努力しているところでございまして、日本は、御承知のとおり、いま非常な貿易収支並びに経常収支におきまして黒字を持つておりますので、そういうこともございまして、先進国のみならず、開発途上國の方からもいろいろ強い期待と希望とが寄せられていることは事実でございま

交渉の一環としての希望でございます。そのうちには、もちろん日本としましてなかなか受諾困難なものもござりますけれども、しかし、現在の立場から申しまして、ぜひ多角的貿易交渉、東京ラウンドは成功させねばならぬと考えておりますので、今後とも一層の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

O國務大臣(河本敏夫君) まず、ASEAN問題でございますが、我が國のASEANに対する政策は、昨年の八月、福田総理がマニラで演説をされまして、いわゆる福田三原則というものがござりますから、これが基本的な対応策になつております。私の今回のASEAN訪問は、この路線を促進、拡大をすると、こういう使命を帯びまして

いました。内容は、双方の基本的な経済政策、それから貿易問題、投資問題、経済協力問題、エネルギー問題、こういう問題につきまして話し合いをして残つております。今後解決していくかなければなりません。

それから次の御質問は、石油不足への対応策であります。いま御指摘がございましたように、現在の石油の需給関係は非常に安定をいたしております。むしろだぶついておるというのが現状でございます。しかしながら、こういう状態は当然長く続くものではございませんで、一九八五年以降には石油危機が来るであろう、こういうことはいま世界の常識になりつつあるわけでござります。しかしながら、こういう状態はそれの具体的策をいま進めております。わが国としては、石油に対する依存をできるだけ減らしていくということ、そのためには、節約ということも大事であります。同時に、自主開発、それから備蓄の強化、それから、どうすればわが国が今後石油を世界各国から安定的に供給を受けることが可能であるか、こういう問題もやはり対策が必要でございます。それから、同時に、石油にかかるべき代替エネルギーといつしましては、直ちに大きく役立つものは原子力とLNGと石炭であります。それから、将来の大きな課題としての新エネルギーの開発、こういうものがございますが、こういう幾つかの政策を総合的に進めてまいりま

す。こういうことは、しかし、日米間というような両国間の問題ではございませんで、多角的貿易

AEN諸国への輸出は五ヵ国で約九十億ドルでござります。それから輸入の方は約七十億ドルになつて、エネルギー分野での不安が生じないように

万全の策を立てる必要があろうかと存じます。

(拍手)

○國務大臣(中川一郎君) タビオカでん粉の輸入について御指摘、お尋ねがございましたが、御承知のように、でん粉の輸入は、わが国におけるカシコシでん粉、すなわち九州地帯の大作作物、また北海道におけるバレイショでん粉、北海道の大作作物、に直接影響をいたしますので、今日までこの両作物については保護を図ってまいりましたところでございます。したがいまして、トウモロコシでん粉につきましては、關稅割当制度の運用によりまして抱き合せ販売、こういうことをやつてしまひましたし、御指摘のタビオカでん粉等、でん粉そのものの輸入につきましては割当制度での運用を適正にやつてきたつもりでござりますが、今後前向きでという御指摘もございますが、この点につきましては、今後の生産事情あるいは需要の動向等を勘案いたしまして、慎重に検討してみたいと存じます。(拍手)

○議長(安井謙君) 浜本万三君。

○浜本万三君 私は、日本社会党を代表して、福田総理の訪米報告に対しても、総理並びに関係大臣に若干の質問を行うものであります。

國民は、総理が昨年に引き続き、ことしも訪米するとの報道に接し、経済に行き詰まり、日中は決断できず、成田開港に失敗した福田さんが、一体何のためにアメリカに行くのかといふ疑問を一様に提起しておりました。いま総理大臣から報告を聞いて、國民の疑問と不安がまさしく的中したものと存ります。本当に何のためにアメリカに行つたのか、全く無意味な訪問であり、深い失望を痛感した次第であります。

福田総理は、カーテー大統領との会談後の記者会見で、大統領の心境について、「友あり遠方より来る、また樂しからずや」とコメントされたよう

（拍手）

【國務大臣中川一郎君登壇、拍手】

○國務大臣(中川一郎君) タビオカでん粉の輸入について御指摘、お尋ねがございましたが、御承知のように、でん粉の輸入は、わが国におけるカシコシでん粉、すなわち九州地帯の大作作物、また北海道におけるバレイショでん粉、北海道の大作作物、に直接影響をいたしますので、今日までこの両作物については保護を図ってまいりましたところでございます。したがいまして、トウモロコシでん粉につきましては、關稅割当制度の運用によりまして抱き合せ販売、こういうことをやつてしまひましたし、御指摘のタビオカでん粉等、でん粉そのものの輸入につきましては割当制度での運用を適正にやつてきたつもりでござりますが、今後前向きでという御指摘もございますが、この点につきましては、今後の生産事情あるいは需要の動向等を勘案いたしまして、慎重に検討してみたいと存じます。(拍手)

ですが、アメリカ大統領が果たしてそうした気持

ちだったか、はなはだ疑問と言わざるを得ませ

ん。忙しい日程の中に無理やりに割り込まれた大

統領にとっては迷惑であったことは確かであります。「窮屈ふところに入れば猶勝もこれを撃たず」

との心境で迎えたものと推察されるのであります。

しかし、今回の会談で共同声明すら出されな

かったことは、日米首脳会談として異例なことで

あります。気にくわないでしようが、あえて聞く

わけですが、なぜ共同声明を出さなかつたのか、

出さなかつたのはどちらの国の主張であったの

か、明らかにしてもらいたいと思います。

私は、今回、昨年の福田総理訪米の際の共同声明や会談記事を読み返してみました。当時は、福

田新政権発足後であつただけに、カーター新政権

にとつても期待の念があり、大統領の発言や日本

に対する注文も迫力であったように思います。そ

れに対し、今回の米国側の態度や発言は、問題に

明や会談記事を読み返してみました。当時は、福

田新政権発足後であつただけに、カーター新政権

にとつても期待の念があり、大統領の発言や日本

に対する注文も迫力であったように思います。そ

昭和五十三年五月十日 参議院会議録第一号

國務大臣の報告に関する件（内閣總理大臣の訪米報告）

答えてほしいと思います。
また、アメリカ議会筋からの発言も伝えられ、そ
の中には、日本の憲法を軽視したり内政干渉めいた
ものもあったようであります。福田総理としては、
これらに対しどのように答へ、日本の立場を説明し
てこられたのか、はつきり答弁をお願いしたい。
また、分担金増額要請は、仮に今後あるとして
も拒否するということを、ここで聲明されたいと
思います。

また、分配金比率の階級手段として悪名を有する一方では、今国会の答弁を見られるように、憲法上からも核兵器まで持てるといふ反動解釈は、今後厳に慎むよう警告をいたしたいと思います。次に、朝鮮半島の問題についてお尋ねをいたします。

昨年の共同声明において、朝鮮半島における緊張を緩和するため引き続き努力することが意見の一致を見たと言わわれております。南北間の対話の速やかな再開を強く希望したとも述べられておりますが、私は、日本政府がその後こうした点について努力したという事実を不幸にして知らないのです。日本政府として、どんなことをアメリカに話したのですか。アメリカ側は、国交のない朝鮮民主主義人民共和国との間に、ルーマニア大統領、チトー・ユーゴスラビア大統領を通じて、事態の解決にそれなりに努力をしておりまします。向こうから話すべき内容があつたのではないかということを推察しますが、どこまで話し合いが進んでおるのか、その内容を承知されたならば、明らかにしていただきたいと思います。

また、福田総理は、記者会見の際、カーター大統領がこの問題を韓国抜きで話し合うことは一切しないと答えたと得々と話していましたが、カーター大統領の発言や行動が、アメリカの利害を考慮する上ではいえ、一應民族自決の原則の上に立つた考え方であるのに対し、福田総理の発言は、韓国の朴政権の利益を代弁しているとの印象がどうしてもぬぐえないのです。カーター大統領

は金大中氏の釈放のため努力し、また、議会は韓国政権の意向に逆らってまで米韓の腐敗的腐乳を是正しようとしていますが、日本政府は、主権を侵害された金大中事件の原状回復を放棄し、竹島の占拠を容認し、日韓黒い霧の疑惑をそのまま放置するなど、韓国の朴政権を絶対視する考え方をとっています。これでは、反共を理由に国内弾圧をしておる政権を説得できないし、また、朝鮮民主主義人民共和国との間に友好関係を築く何らかの手がかりも見出せないと思います。これを機会に、朝鮮半島において一つの民族が二つに分かれおる事態を解決し、自主的に、平和裏に統一されることのよう努力するため、特定の政権に固執することなく、両国に対して等距離外交の姿勢に転換すべきだと考えますが、福田総理の考え方を伺いたいと思います。

また、本日、わが党の飛鳥田委員長以下たくさんの方々が訪朝いたしました。率直な話し合いをすることになっていますが、帰國後、委員長の報告を率直に聞かれまして、今後の朝鮮問題に対応する決意があるか、お伺いしたいと思います。

次に、日米間にある貿易及び国際収支の不均衡に関連してお尋ねをいたします。

御承知のとおり、昨年初め、景気回復の足取りの遅いことに着目をいたしまして、わが党を初め各野党は、内需を拡大するため二兆円の減税政策を主張したのであります。福田総理は、勤労賃蓄、輸出拡大の政策に狂奔いたしました。アメリカ側は、從前からある日米間の貿易や国際収支の不均衡について大きな懸念を抱いており、昨年の共同声明におきましても、「相互に受け入れうる公正な解決がえられるよう、両国政府間で今後とも緊密な協議と協力をを行う」としたのは、その不安を一応は抑えて、将来的の発言の足がかりを確保することにしたとの言えましょう。ところが、福田総理は一向に政策態度を改めませんでした。

このことは、国内景気の回復をおくらしたばかりでなく、アメリカの強力な反発呼び起こし、矢

あります。したがって、八十億ドルの黒字幅縮化による実現を國圓うとすれば、勢い輸出減に頼らざるを得ません。仮に八十億ドルのうち六十億ドルを輸出減によるものとすれば、その國內經濟に対する影響は、直接的なものだけで一兆三千億円ないし一兆四千億円と見込まれています。この金額は今年度予算の公共事業費の増加額を上回るものであり、それだけで今年度予算における景氣対策は吹っ飛んでしまってはございませんか。こうした国内需要への悪影響を減するためには、補正予算の早期提出が必要であり、また、その内容としては景気回復策に即効性のある減税を中心とするべきであると考えますが、政府として、補正予算の提出時期等につきまして明確な御答弁をいただきたいと思います。

経済問題の最後に、関税貿易一般協定の東京ラウンドの七月決定の問題について、アメリカ側は、首脳会議前にこの問題について決着をつけたいという態度であると伝えられていますが、これに対してもどのように対処されるのか、政府の具体的策についてお伺いをいたしたいと思います。

最後に、カーター大統領夫妻の訪日要請についてお尋ねをいたします。

アメリカの大統領の来日は、両国の親善関係を強めるためであれば國民はこぞって歓迎するであります。しかし、過去にそうであったよろしく、軍事的あるいは政治的なねらいを含めて招待となる場合は来日されるということでありますと、問題は別にならざるを得ません。招待の目的とは一体何なのでしょうか。また、一つの問題は、招待の主人公はどうなたかということでござります。アメリカの國務省周辺は年内の訪日はないとしております。國民の支持を大きく失った総理大臣が、その時点で主人公を務められることになるとお考えなのでしょうか。

また他方では、総理の帰國を契機に、にわかに九月解散説が流布されておるようでございます。この際、解散問題について総理の真意を明らかにしていただきたいと思うのでござります。

以上諸点につきまして明確な御答弁を求めまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君) 先ほど共同声明を出さなかつた理由は申し上げたんですが、またお尋ねがある。首脳外交の時代でありますので、首脳が気軽に行つたり来たりする。その都度共同声明と何の目的のための訪米かと、こういうお話をござりますが、これは先ほど私の冒頭の報告で申し上げて明確になつておりますが、日米という両国は、これは特殊の関係の国であります。その両国の首脳が年に少なくとも一回ぐらいは会つて、そして諸般の問題について話し合つておくということで、相互に非常に私は力強い参考になることであらうと、このように思うので、どうもいまさら何のために行つたんだなんて聞かれると答弁に戸惑うくらいでございます。

また、私が党内的な私の地位を高めるために行つたんじやないかなんていうようなお話をされましたが、私はそんだけもな考え方を持つおりませんから、これもまともにひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思うのであります。

それから、日中条約を一体これからどんなふうに進めるのだと、こういうようなお話をございますが、これは、私は考え方はもうずいぶん前から申し上げておるとおり、少しも変わりません。日本双方が満足し得る状態において速やかにこれを締結したい。それで、しかしながら環境が熟しない。その環境の成熟のための準備をしてきたのですが、先般御承知のよくな不幸な事件が起つた。そこで、私も苦慮いたしておるわけであります。するが、それにもかかわりませず、私は、私の考え方を変えることをいたしておりません。いままで北京における大使館の職員、また中国政府の職員との接触、そういうふうに持つていきたと、こ

ういうふうに考へ、逐次私の所信に向かつてこの問題を進めてまいりたいと、さように考へておる次第でございます。

○國務大臣(福田赳氏君) 先ほど共同声明を出さなかつた理由は申し上げたんですが、またお尋ねがある。首脳外交の時代でありますので、首脳が気軽に行つたり来たりする。その都度共同声明と何の目的のための訪米かと、こういうお話をござりますが、これはまだ確定はいたさない段階である。首脳が邊を御理解を願いたいのであります。

何の目的のための訪米かと、こういうお話をござりますが、これは先ほど私の冒頭の報告で申し上げて明確になつておりますが、日米という両国は、これは特殊の関係の国であります。その両国の首脳が年に少なくとも一回ぐらいは会つて、そして諸般の問題について話し合つておくということで、相互に非常に私は力強い参考になることであらうと、このように思うので、どうもいまさら何のために行つたんだなんて聞かれると答弁に戸惑うくらいでございます。

また、私が党内的な私の地位を高めるために行つたんじやないかなんていうようなお話をされましたが、私はそんだけもな考え方を持つおりませんから、これもまともにひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思うのであります。

それから、日中条約を一体これからどんなふうに進めるのだと、こういうようなお話をございますが、私は考え方はもうずいぶん前から申し上げておるとおり、少しも変わりません。日本双方が満足し得る状態において速やかにこれを締結したい。それで、しかしながら環境が熟しない。その環境の成熟のための準備をしてきたのですが、先般御承知のよくな不幸な事件が起つた。そこで、私も苦慮いたしておるわけであります。するが、それにもかかわりませず、私は、私の考え方を変えることをいたしておりません。いままで北京における大使館の職員、また中国政府の職員との接觸、そういうふうに持つていきたと、こ

ういうふうに考へ、逐次私の所信に向かつてこの問題を進めてまいりたいと、さように考へておる次第でございます。

○國務大臣(福田赳氏君) その時期は、一体段取りはどうだというお話をございますが、それはまだ確定はいたさない段階でござりますが、これはもう率直に申し上げます。何の要とは、相手に非常に私は力強い参考になることであります。

アメリカの駐留軍費問題は、アメリカとしては頭痛の種であるう思います。ですから、そういう注文は出ておりませんけれども、私どもは、日本政府といいたしましては、安保条約、地位協定、これらの一連の問題においては、できるだけの配慮をするといふことが日米安保条約の一方の当事者としての立場であろうと、そのように考へておる次第でござります。

○國務大臣(福田赳氏君) それから、米議会におきましてある上院議員が憲法発言——日本の憲法を改正すべしとの発言をしたというお話をですが、これは、私は全然そういうことは聞いておりません。これは何かの誤解でありましょくと思います。あるいは、私との会談の席でなくて、別の場所でそんなことを言ったのかとも思われますけれども、一々人の國の議員の言動を私は問題にはいたしません。

○國務大臣(福田赳氏君) それから、アジアに対しアメリカの軍事的、經濟的プレゼンスを求めるという、そういう私の態度に対しまして御批判がございましたけれども、何も代弁をしたんだというような、私は全く理解のできない御発言でござりますけれども、何も代弁ではございません。私は率直、素直にカーテー大統領の言葉を伝えた、これにとどまるものであることを知りません。私は御了知願いたいのです。過ぎたるは及ばざるがごとし、そういうことがあります。

○國務大臣(福田赳氏君) 次に、朝鮮問題についてのお尋ねでござりますが、私が、カーテー大統領は朝鮮半島の問題は韓國頭越しではいたさない、こういうことを新聞記者に申し上げたんです。それをもつて私が韓国の代弁をしたんだというような、私は全く理解のできない御発言でござりますけれども、何も代弁ではございません。私は率直、素直にカーテー大統領の言葉を伝えた、これにとどまるものであることはかなり順調な動きをしておる、このように見ておるのであります。公共投資の拡大の効果はかなり出てきております。また、在庫調整も順調に進展をいたしております。生産、出荷、この動きも少しがかりいたしておる、こういうような状態であります。私は、まあ何といたしまして補正予算を早く組めというようなお話をござりますが、いま私ども見るところでは、経済はかなり順調な動きをしておる、このように見ておるのであります。

○國務大臣(福田赳氏君) まあ、そういう失敗だ失敗だという前提に立ちまして補正予算を早く組めというようなお話をござりますが、いま私ども見るところでは、経済も、実質7%成長、これはもうぜひ実現をしたい、こういうふうに考へておりますが、まあこれがなかなか御所見でござりますが、そういうわけにはこれはましいらぬ。大韓民国とはわが国は同じ立場で接觸するというわけにはましいります。ただ、飛鳥田委員長が北鮮を訪問されるそうになりますれば、そのときそのとき最も適切と思われるところの手段を追加するという考え方でございます。いま直ちに補正予算を編成するという考え方

の貢献の主軸でなければなりませんけれども、軍事的な協力というものはできません。そういう際をとつてもらうということは、私は、アジアの一国としてわが日本のるべき態度の当然のことであると、そのようにいま考へておるわけでござります。現に、わが国はアジアの一国でありますけれども、わが国は日米安全保障条約を結んでおりまして、わが国の一安定期をしておる、こういう状況であることを御理解願いたいのであります。

○國務大臣(福田赳氏君) 国連総会に私自身が出席したらどうだ、こういふ御所見でござりますが、これは、私にも私の政権の範囲内においてはできるだけの配慮をするといふことが日米安保条約の一方の当事者としての立場であろうと、そのように考へておる次第でござります。

○國務大臣(福田赳氏君) それから、米議会におきましてある上院議員が憲法発言——日本の憲法を改正すべしとの発言をしたというお話をですが、これは、私は全然そういうことは聞いておりません。これは何かの誤解でありましょくと思います。あるいは、私との会談の席でなくて、別の場所でそんなことを言ったのかとも思われますけれども、一々人の國の議員の言動を私は問題にはいたしません。

○國務大臣(福田赳氏君) それから、アジアに対しアメリカの軍事的、經濟的プレゼンスを求めるという、そういう私の態度に対しまして御批判がございましたけれども、何も代弁をしたんだというような、私は全く理解のできない御発言でござりますけれども、何も代弁ではございません。私は率直、素直にカーテー大統領の言葉を伝えた、これにとどまるものであることを知りません。私は御了知願いたいのです。過ぎたるは及ばざるがごとし、そういうことがあります。

○國務大臣(福田赳氏君) 次に、朝鮮問題についてのお尋ねでござりますが、私が、カーテー大統領は朝鮮半島の問題は韓國頭越しではいたさない、こういうことを新聞記者に申し上げたんです。それをもつて私が韓国の代弁をしたんだというような、私は全く理解のできない御発言でござりますけれども、何も代弁ではございません。私は率直、素直にカーテー大統領の言葉を伝えた、これにとどまるものであることはかなり順調な動きをしておる、このように見ておるのであります。公共投資の拡大の効果はかなり出てきております。また、在庫調整も順調に進展をいたしております。生産、出荷、この動きも少しがかりいたしておる、こういうような状態であります。私は、まあ何といたしまして補正予算を早く組めというようなお話をござりますが、いま私ども見るところでは、経済はかなり順調な動きをしておる、このように見ておるのであります。

○國務大臣(福田赳氏君) まあ、そういう失敗だ失敗だという前提に立ちまして補正予算を早く組めというようなお話をござりますが、いま私ども見るところでは、経済も、実質7%成長、これはもうぜひ実現をしたい、こういうふうに考へておりますが、まあこれがなかなか御所見でござりますが、そういうわけにはこれはましいらぬ。大韓民国とはわが国は同じ立場で接觸するというわけにはましいります。ただ、飛鳥田委員長が北鮮を訪問されるそうになりますれば、そのときそのとき最も適切と思われるところの手段を追加するという考え方でございます。いま直ちに補正予算を編成するという考え方

ございませんので、これからよいよ最終的かつ一番大事な交渉段階に入る次第でございます。現在のところ、わが国に対しましては、先ほど申しましたが、いろいろな要望が寄せられております。先進国のみならず、ことに ASEAN とか、そういう発展途上國の方からも要望がございまして、そのうちには、われわれとしましてなかなか困難な問題もござりますけれども、わが方の立場からいたしますれば、できるだけひとつ努力をして、この東京ラウンドを成功させたいという考え方で努力をいたしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(安井謙君) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、総理の訪米報告に対しまして、総理並びに関係閣僚に対し若干の質問を行うものであります。

総理は、今回の訪米に際し、「世界の中の日本」の役割り」という格調高いテーマを掲げて会談に臨みました。そして、その成果を、会談は大成功であった、世界のために有意義であったと自画自賛をされております。しかし、新聞の見出しを幾つか拾つてみると、「宿題先送りの日米会談」、「議長退席、副議長着席」、「難問、通商、通貨は先送り」、「実り薄かった日米会談」と書かれているように、通貨、通商、防衛など、日米間で山積している深刻な問題については掘り下げた議論はほとんど行われず、したがって共同声明すら出せない、單なる日米首脳会談と成り下がってしまったのであります。これがなぜかであります。このことをまず指摘をしておきたいと思います。

以下、順次質問を進めてまいります。
質問の第一は、通貨問題についてであります。私は、しばしば本院予算委員会で、円高ドル安は米国に大きな責任がある、すなわち、エネルギー法案の未成立や、戦略、民間備蓄のため大量

の原油輸入によるドルたれ流し、インフレによるドル価値の低下などを指摘してまいりました。私は、総理に強く、米側に対しドル防衛を要請すべしであると、しばしば主張してまいりました。この間、米国は一向にドル防衛に対し積極的な姿勢を見せず、それどころか、対日貿易収支の赤字を盾に投機攻勢に出で、円は一本調子で上がり続け、ついに一ドル二百二十五円にまでなってしまった。日本の輸出関連業種の多くが大打撃を受けて、これは御承知のとおりであります。米国は基軸通貨国としての責任すら放棄してしまったかと疑いたくなるような現状であります。今回の首脳会談こそ、ドル防衛を米国に迫る絶好のチャンスであったにもかかわらず、どうして総理はカーネギー大統領から積極的なドル防衛の具体的策を聞き出すことができなかつたのですか。もし聞き出せたと言うならば、テーマではなく、具体的な内容をお答えいただきたい。私は、総理の今までの御答弁ではなはだ不満であります。

昨日の本院大蔵委員会における総理の御答弁によりますと、日銀と米国の連銀、そして大蔵省と米財務省との間に毎日連絡をとると、こういう約束を取りつけられたといふ答弁がございましたが、これだけを決めたのでは、はなはだ私は不満足であります。

また総理は、予算委員会での、宮澤構想と言われるいわゆる緩やかなローザ構想についての私の質問の際に、総理は固定相場制論者であることを認められました。昨年は総理の国際公約の実現は果たされませんでした。輸出重点型の重化学工業の構造や国際競争力の予想外の強さから判断して、今後、産業構造の転換を初め、どのような施策をもって国際公約を実現するのか、具体的にお答えをいただきたい。

また、今回の会談は、七月にボンで行われる先進国首脳会議の準備会談とも言われております。この会談に臨むには、まず日米で東京ラウンドの合意を取りつけていただきたいというのが政府の方針のようであります。これについてはどのようにお伺いをしたい。また、この際、宮澤経済企画庁長官の御所見もあわせてお伺いをしておきたいのであります。

質問の第二は、通商問題についてであります。私は、二つある問題のうちの一つである自動車、テレビ、鉄鋼など、日本の御答弁を聞いて、それが何を意味するか理解できませんでした。この御答弁は、日本への防衛分担を米国が強く迫り、このことから再軍備への要請が厳しくなってくることを

の間でどのような議論があったのか、また、今後相はどういう見通しと対策を持っておられるのか、お伺いをしたい。

次に、日本側が主張してきた7%成長、經常收支黒字六十億ドルへの圧縮は、年度初めであり、米側にも反論の材料はなかったため、日本側の主張を開くだけに終わったと言われております。そして、本年後半になつてもわが国の对外収支の基調が変わらなければ保護貿易立法に訴えざるを得ないという動きが米国にあります。もし、この国を殴るだけに終わったと言われております。それは聞いていないと言われます。また、アメリカ人がどう言つたか私は関知しない、そのような御答弁をされておりますが、それでは納得できません。このような動きが米国の議会にあるといふことは、アメリカの国民にかなりこのような日本国憲法を改悪せよという動きがあると見なければなりません。したがつて、これからでも何らかのコメントをすべきであると私は思います。

また、カーネギー大統領は SALT 交渉を一方で進めながら、一方において新しい核爆弾兵器である中性子爆弾を製造し、それを中止しようとしておりません。また、新しい R.R.R. 爆弾の研究開発も進められていると聞きます。大変な矛盾であります。平和国家日本の総理として、米国に核軍縮を迫り、中性子爆弾などについても製造の中止を要請すべきであったと思ひます。また、どうしで、国連軍縮特別総会への出席を国会であれだけ約束をしながら、どうもいまの御答弁では総理は行かれないような感じがしてなりませんが、核軍縮への総理の意欲を疑わざるを得ません。これらの点について、しかとお答えをいただきたいのであります。

さらに、アジアの重要性がますます高まる中で、日本への防衛分担を米国が強く迫り、このことから再軍備への要請が厳しくなつてくることを

私は心から憂うものであります。この点について首脳会談ではどのような議論が闘わされたのか、米国のアジア軍事体制にますます日本が組み込まれる心配はないのか、お伺いしたい。

また、日中平和友好条約締結について米国の了解を取りつけた以上、直ちに交渉再開、条約締結へと行動を起こすべきであると思うが、具体的な日程と方針をはつきりとこの際伺つておきたいのあります。

質問の第四は、新エネルギー開発のための日米協力についてであります。

総理は、ニューヨークでの演説の中で、核融合と、そして太陽熱エネルギーの共同開発を目指す科学技術協力共同基金の創設を主張されていますが、今までの御答弁では具体的なものはないよう理解せざるを得ません。ただ単なるアドバ

ルーンのように思われます。カーター大統領との程度の話し合いをされたのか、特に核融合開発についてカーター大統領が賛意を表したとするならば、大統領の対日核政策は以前より変更されたやに見えますが、今後の具体的な方針をお伺いしたい。

また、けさの新聞では、この核融合開発についてダブル・ト3の改造計画に共同出資の計画が決まりましたと伝えられていますが、共同開発は双方とも完全な平和利用の立場を貫けるかどうか、あわせてお答えをいただきたい。

質問の第五は、今後の経済運営についてであります。

最近の経済指標は、在庫調整が進み、生産活動にやや明るさが見えるなど、不況の底離れ傾向を認めるにやぶさかではありません。しかし、個人消費、設備投資などは依然低迷しており、まだら模様のさざ波景気であり、順調な景気回復軌道に乗ったとは言えません。言うなればカ�퍼ル注射に支えられた状態であり、五十一年、五十二年の景気回復パターンと非常によく似ております。前回は、公共投資から民間需要へのバトンタッチが

うまくいかず、息切れ、中だみの失敗を繰り返しました。こういった昨年の動きから見ても、経済の自律回復力はなお弱く、五十三年度後半に対しに入つてから政府のやや誇大広告きみの景気回復宣言の陰で、総理府発表の五十三年三月の完全失業者は、ここ二十年来最悪の百四十万人に達しました。有効求人倍率の悪化傾向も改善されおりません。企業倒産は月千五百件台が依然として続いており、造船業界は言うに及ばず、構造不況業種の経営はますます困難になつております。さらに、最近の不況の底離れ傾向も、実は企業の極端な減量経営、生産調整、不況カルテル、価格カルテルなどの、いわば縮小均衡の上に成り立つており、これまでのわが国の景気循環過程とは大変違つておきます。このような私の経済の現状認識を、総理、経済企画庁長官はどう考えられるのか。今後、大幅減税の実施による個人消費の拡大や民間住宅建設の促進策、生活基盤整備のための公共事業の拡大など、適切な対策の用意があるのかどうか、具体的にお伺いをしたい。

次に、総理が以前からしばしば言られてきた安定期成長路線への軟着陸の持論はいかなるものなのでしょうか。縮小均衡を言うのか、また、雇用安定や構造不況業種対策はどうするのか、総理の明確なビジョンとの際お伺いをしておきたいのであります。

最後に、国民は、生活の安定と福祉の向上、そして世界の平和を強く願っています。総理は、この国民の切なる願いにこたえるべく、政治生命をかけてその任に当たつてもらいたい、このことを強く要望して、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣福田赳氏君登壇 拍手】
○國務大臣(福田赳氏君)お答え申し上げます。

今回の訪米につきまして、共同声明が出せなかつたんだと、会談時間がが区切られたんだというような、またまたのお話でございますが、出せな

かったんじゃないんです、出さなかつたんです。これが、最近の風潮というか、その方がスマートであると、こういうことになつておるわけであります。同時に、会談時間が区切られたんだというお話をですが、そうじゃないです。率直に会談の模様を申し上げますと、大体会談の時間が来てようだ——そこでカーター大統領が時計を見たですよ。時計を見まして、「福田さん、まだ二つばかり言いたいことがあるんだが、お許し願えますか」と、こういうようなことであつた。決して、値切られた、会談時間が時間を見ながら区切られただんというようなことでなかつたということを、これは申し添えておきます。

ドル防衛につきましては、矢追さんが、かねてこれを日本としては主張すべしということ、これはよく私も承知しております。私はそのような主張を展開をいたしてきました。ドルの価値が安定されること、これが世界政治のためにはいかに重要であるか、これは私といたしましては精いっぱいの言葉を尽くしまして、大統領にも、また開僚たちにも申し上げたわけであります。ドルの状況から見まして安定しておるんです。その値段が安定しております。しかし、ドルがさらにさらには減価するというようなことになつたら世界はもう大変な混乱になる、もう、アメリカのドル、これはまさに世界の基軸通貨であるが、通貨面において基軸であるばかりじゃない、政治面においてもこれは基軸的役割をもつておるんだ

けれども、わが日本とアメリカとの間のスワップ協定、これはまだ額を増額する必要はないわけでございます。毎日毎日とにかく日本の大蔵省、アメリカの財務省、また日本銀行、アメリカ連邦準備銀行が連絡をとるというようなことですから、これは非常に円の問題につきましても関心を持たい、ということを言葉をきわめて強調いたしましたが、大統領におきましても、またその周辺におきましても、最大の努力をするといふ決意であり、最近また、皆さんよく御承知の

ように、アメリカのこの問題に対する態度は変わ

あの線をお互いに忠実に実行する、それからまた、大きな立場からいは七月の首脳者会談を成功させるということであり、そのためには相当精力的な努力をお互いに要する問題は、これはMTN、東京ラウンド交渉を成功させるための努力であるうえ、こういうふうに存じ、その点について意見の一貫と見ておるつもりであります。

「到を見ておるわけであつたが、
また、先進国首脳会談に臨む方針についてどん

ギー問題、当面のエネルギー問題、また貿易上の諸問題、国際通貨問題、また、工業国と開発途上国との間の調整の問題、これら問題について結論を得ようじゃないかということになつたわけでありまして、特に保護貿易主義、これは断じて許してはならないということで、両者の意見の一一致を見た次第でござります。

お話をござりますが、これは先ほど申し上げたとおりでありますて、目下その検討中である。私が行かない場合には園田外務大臣が行くと、このように御理解を願います。

それから、日中平和友好条約交渉、これを急げます。特に、アメリカの了承ができないんだから危ういというお話をあります。特に、アーヴィングの了承ができます。

ど申し上げたが、アメリカがいいと言つたからやらんなどと、そんな考え方を持っていますんでんから、その辺は誤解ないようにお願いしたいのである。

それから、核の問題、これは私は、大統領に対しましても、また閣僚に対しましても、もう強く主張したんです。アメリカ大統領の言うところの核廃絶、核不拡散、この方針について理解を持つ國はわが日本以上の國はあるまい、というくらい、わが日本はこの大統領の核政策を支持している。しかし、だからといって核を平和的に利用すると、いうこの問題を阻害してはならない、この二つの考え方は両立し得るはずである、との両立の方向

に向かって両者はいろいろ研究、工夫をしようとしないかということを提案し、先方もそのとおりにいたしました。うとすることに相なつておるのあります。

また、経済問題に触れられまして、7%成長、経常黒字の大額縮減の実現、これはなかなかむずかしいんじゃないかといふようなお詫びございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、7%成長、これは、いまのところはとにかくその路線で日本の経済が動いておる。ただ、異変があるという際には、しばしば申し上げているんですが、その時点において最善と思われる方法を追加すると、このような方針でございます。いまそうちも措置どころではない。

ずかしい時代になつてきた。その時代になればなるほどそのような考え方が求められておると、このように考え、その路線をこの経済運営では推進めてまいりたいと、このように考えておりま
す。(拍手)

○國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手
國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手
ということ、そしてアメリカには基軸通貨国としての責任があるという点について、かねて、アメリカの大衆はもとより、指導者の認識が不十分であるということは、私も矢追議員が言われますと同じように感じておりました。ことに、このことは昨年の九月、十月ごろの時期には非常に強く私も感じたところでございます。その間、わが国

は、昨年の秋と、ことしの二月中旬からと、二度
非常に円高に見舞われたわけでございますが、そ
のような相手国が非常に迷惑を受けているという
ことについて、アメリカに十分の認識なり意識が
ないということが問題であったと私は思つておりま
した。したがいまして、この点については矢道議員も委員会においてしばしばお尋ねでございま
たし、そのようなことを申し上げておりました。
先ほど総理のお答えもございましたが、幸いに

して、その後アメリカとしてもかなりこの点は少なくとも指導者はわかつてきただように思いますし、今回また総理から強くそのことをお話しになつたことでござりますので、ある程度この問題についての認識ははつきりしてきたと思っておるわけでございます。

ただ、今日の状況において、いわゆる固定相揚ということとは可能であるとは思えませんので、し

たがって、フロートというものを成功させるのに
はお互いの共通の努力が必要だというような物の
考え方を、この七月のボンの先進国首脳会議を通して
じて、そのような認識がもつと出てくること
とを私としては希望いたしますし、また、そういう
うふうに動いていくのではないかと思っておるわ
けでございます。

それから七%成長の問題は、先ほどすでに御説明を申し上げました。その部分は省略いたしますが、矢頭議員の御指摘は、この辺まではうまくいったのは昨年もそうであったので、この辺からこれがうまく民間の経済活動に結びつかない、そ

しゃっておられるわけであります。で、私どもは、在庫調整などが一巡しているということ等々から、昨年のようなことにはなるまいと思っておりますけれども、しかし、そういうパターンが確かに昨年ございましたから、前車の轍を踏むなよという御注意は、まさに時にかなった御指摘であると感ります。したがつて、よく注意をいたしまして、もし軌道が外れそうなときには、この政府の努力の腰が折れないような措置を迅速にいたさなければならぬ、というふうに思います。が、幸い、公共事業予備費を初め、いろいろな手段も予算が持つております。ただいまのところ、そういうことは必要であるとは存じませんけれども、しかし、もしそのようなことが徵候として見えますときには、機を失せずにその措置をとらなければならぬ。御指摘の点は十分注意をいたしまります。(拍手)

○國務大臣（河本敏夫君）　日米貿易の不均衡をどうするかお話をございましたが、整理するという意味において重ねて若干申し上げてみたいと思います。現在、非常に大きな日本側に黒字が出ておりますが、基本的にはこれをある程度調整する考え方でございます。

まず、一番の基本の考え方は、内需の拡大によりまして輸入力を増大をしていくという、これが一番の基本でございますが、これには若干の時間が必要だと思ひます。そこで、東京ラウンドでいま市場の開放措置について相談をいたしておりますが、私どもといたしましては、このガット東京ラウンドが予定どおり七月には成功することを強

く期待をいたしております。

それから、先般日本から買付けミッションが行きました、相当額の予約をいたしました。これを至急に具体化するという課題がござります。これ

を予定どおり進めてまいりたいと思います。

それから、昨年の九月から日米両国との間に貿易円滑化委員会といふものをつくりまして、両国の貿易をどうすれば円滑に進めることができるかと

いうことについて適宜会合を開いておりますが、この制度を、この仕組みをもつて活発に活用してまいりたいと存じております。なお、このほか、

アメリカ側の日本に対する輸出、これに対してわれわれどいたしましても一層の努力を期待をいた

ども、当分の間、主要な品目について数量が激増

しないよう行政指導をしております。これはし

ばらくの間続けてまいりつもりでございます。

それから同時に、大変残念な話でありますけれども、当分の間、主要な品目について数

量が激増しないよう行政指導をしております。これはし

ばらくの間続けてまいりつもりでございます。

それから同時に、大変残念な話でありますけれども、当分の間、主要な品目について数

量が激増しないよう行政指導をしております。これはし

ばらくの間続けてまいりつもりでございます。

○國務大臣牛場信彦君登壇 拍手

○國務大臣(牛場信彦君) 各大臣からそれぞれ御

答弁がありましたので、私の申すことはほとんど

ないでござりますが、日米の貿易の不均衡とい

ことは、そう長い間のことではないでございま

して、一九七五年にはこれは十七億ドルだったわ

けでござります。ところが、七六年に五十三億ド

ル、七七年に八十一億ドルと非常にふえたわけで

ございまして、これは明らかに日米間の景気のす

れ違いということが大きな原因になっておるわけ

でござります。七五年にはアメリカはマイナス成

長だったものが、七六年には一挙に六%成長にな

りました。七七年も引き続き大体五%程度の順調

な成長を続けてまいりました。日本の方はどうも余り

景気がよくならしいということで、こういう現象が起

こった。これに引き続きまして円高の現象があり

まして、円高に伴って起こるリーズ・アンド・ラ

グズという現象が、われわれが考えていたよりよ

じ強かつたということじやないかと思うのであり

ます。したがいまして、この二つの点が直ってま

れば——直るということは、つまり日本の内需

拡大による景気振興と、それからアメリカの努力

主としてアメリカの努力によるドルの安定と

いうことが実現しますれば、こういう傾向とい

いのは、あるいは非常に早くまた変わってくるん

じゃないかという期待も持てるんではないかと考

えておるのであります。

それから、アメリカの保護主義につきましてい

ういう御心配があると思いますが、カーター政府

というものが今まで自由主義で行くという信念

を持つております。ことにこれは大統領の非常に

強い信念であるということは、これは私ども今回

参つてもまた確認してまいりたところでございま

して、アメリカの保護主義と申しますのは、結局

議会方面、それから労働組合あたりが震源地であ

るということなんでございまして、これに対しても

大統領は極力防戦に努めておるというのが現状だ

と申していいと思うのであります。したがいまし

て、われわれの態度としましては、そういう大統

領の努力をできるだけ助けるような措置をとつ

昭和五十三年五月十日 參議院會議錄第二十号

國務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の訪米報告)

ドルを保有金などで回収せよと、こう見解があり

ます。総理は、アメリカ側が示した今回の対策程度で本当に実効が上がると考へてゐるのです。一方、福田総理は、日本の対米黒字減らし達成を改めて確約し、ホワイトハウスはこれを最大の成果と見て、います。その具体的な中身は、七条多邊的長達成の再約束であり、対米輸出制限と新たな緊急輸入等々であり、これらは國民が求める円高打

開の方針を踏みにしたものにはなりません。特に米側の市場開放要求は重大であります。スラウス代表は、閣僚朝食会や牛場対外経済相との会談で、牛肉やオレンジを中心とする農産物、コンピューターの輸入増加、関心品目の関税大幅引き下げなどを迫ったと報道されています。五月末にロサンゼルスで開かれる日米貿易交渉で、こうした要求にどう対処するつもりなのでですか。わが国の残存輸入限制品目は、二十七品目中二十一品目が農産物であり、これを外せば、日本農業への重大な打撃は必至です。訪米報告に言う保護主義の防遏とは、これ以上の農産物自由化を進めることなのか、総理の明確な答弁を求めます。

最後に、七月の先進国首脳会議の問題ですが、たとえばアメリカのドルたれ流しには、各国とも抗議や改善要求を出しておられます。日本政府が、そうした態度さえとらず、卑屈な日米協力なるものをとり続ける限り、この会議もまた日本国民に、より大きな犠牲が転嫁される機会になることを予言せざるを得ません。この会議に臨む政府の方針についてお答えいただきたい。

いま国民が求めているものは、福田内閣が推進めているのとは正反対のもの、すなわち、真に

○國務大臣(福田赳氏君)　お答え申し上げます。
上田さんの御質問の中での御意見を通じて、こう
う私感じるんですが、どうも　私ども首脳が海外に
外交、国民本位の円高不況克服政策であることを
強調して、私の質問を終わります。(拍手)

へ行つて会談をする、そうすると、みやげは何だ、引き受けてきた荷物は何だと、そういう感じがまだふんふんとするわけでございますが、もうこれはそんな時代じゃないんです。わが日本はアメリカとの間に対等の立場で、世界のためにこの平和と繁栄を論じておるわけでありまして、決して何かみやげを持っていく、何か荷物を押しつけられてくる、そんなような小さなスケールの会談ではなかつたということを冒頭まず申し上げておきたいのであります。(拍手)

具体的には、私のアジアにおけるアメリカのプレゼンス要望、これは、東南アジア諸国とのアメリカのアジア離れ不安を口実といたしまして、在韓

まる限りにおきましては、その保有する兵器が核兵器であろうが何であろうが、それを禁じておるというものではない。これは解釈の問題でござりますよ、解釈の問題であります。しかし、政府の方針の問題といたしましては、非核三原則、これを最高の国是、これくらいに考えておるわけでありまして、もうこの辺で、憲法解釈論と政策論を混同するという、そういう見方は終わりとしていただきたいと、このように考えるのであります。また、アメリカに対しまして、ドル防衛に対しまして私の要請が足りなかつたというような御指摘でございますが、先ほど来る申し上げておるところ、ドルは世界の基軸通貨である、のみならず、これがまた世界の安定の中心になつておる。このドルに不安があるということは、これは世界の経済のため、世界の支払い安定のため、また、政治情勢のために大変なことなんだと、その責任を感じてアメリカはドルの安定に努力されたいということ、これはくどくどと言つてきておるのですから、はつきりひとつ御理解のほどをお願い申し上げたいと思うのであります。

も言わざりうなずいておつたということを御報告申し上げたいのであります。

それから、ボンの先進国首脳会議に臨む基本的な態度はどうだと。これはもう先ほどある申し上げましたので、省略いたします。

以上で全部お答えをいたした次第でございます。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇〕

○國務大臣(園田直君) お答えをいたします。

米国がアジアに対する関心を有することはアジア諸国に対する介入、干渉ではないかと、こういうことではありますが、われわれは、アジアの安定と平和のために米国の協力を必要とし、日米関

また、残存輸入制限品目に関連いたしまして、日本農業の問題に対しはどういうふうに応答いたしますかというお尋ねでござりますが、このことは、これは牛場・ストラウス会談でもうずっとやつてきたことであります。私は今回の話では触れておりません。おりませんけれども、国會議員との会談の際、もう少し日本の国はアメリカの農作物を買ってほしいというような希望があつたんですね。それは事実でございます。それに対して私は、ずいぶんアメリカの農作物を買っておるんですけど、だんだん、そのためもあって日本の農家は減ってきて、いまや農業人口は全人口の一％しかない、しかし、この一％という農業人口は健全な日本社会を支えておるところの柱などと、これをこれ以上私は減らしたくないと、こういう気持ちであるということをよく理解してもらいたいという話をしたんですが、そうしましたら、何

あつたか——全然ございません。こちらも聞いておりません。話は出ませんでした。

次に、防衛分担金の問題はどこまで話が出ていたのか——これも全然出ておりません。私が説明したのは、分担金の問題は合同委員会で話して、それができたら地位協定に持ち込まれるべきであって、その地位協定の枠というものは国会の承認が要るという大筋を話しただけでありまして、分担金をふやせとか、どの程度どうやるか、こういう話は事務的にも話題になつておりませんし、全然進んでないことがあります。

日中と安保条約。日中は日本と中国の問題であり、安保条約は日本とアメリカの問題であります。全然関係はありません。ただし、中国は安保体制に理解を示すと言つておられるようでござります。

以上でござります。

も言わざりうなずいておつたということを御報告申し上げたいのであります。

それから、ボンの先進国首脳会議に臨む基本的な態度はどうだと。これはもう先ほどある申し上げましたので、省略いたします。

以上で全部お答えをいたした次第でございます。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇〕

○國務大臣(園田直君) お答えをいたします。

米国がアジアに対する関心を有することはアジア諸国に対する介入、干渉ではないかと、こういうことではありますが、われわれは、アジアの安定と平和のために米国の協力を必要とし、日米関

國務大臣牛場信彥君登壇

國務大臣牛場信彥君登壇

○國務大臣(牛場信彥君) アメリカからの農畜産物等の輸入などの問題につきましてお答え申上げます。

この問題は、日米間に関する限りは、少なくとも今年度につきましては、先ほどの日米の共同声明で解決しているところでございまして、それ以上に追加の要求がアメリカから出てきたことはございませんし、私もストラウス氏にはしょっちゅうそういうことは困るということは申しておるわけでございます。そこで、五月の末に、これはまだはつきりしておらないんですけどござりますけれども、もしストラウス氏とロサンゼルスで会うということになりますれば、そのときにははちょうど東京ラウンドの交渉が白熱化しているときでございまして、非常にむずかしい段階にかかるておると思うのでございます。現在日本に対しましては、アメリカのみならず、EC、それから特に发展途上国の方からいろいろな期待と要望等が出ていて、わざでございまして、それをどうさばくかといふことが問題でございますが、われわれといたしましては、その中にはわれわれとして非常に困難なものがある。これはもう当然のことでございますけれども、それ以外のものにつきましては、先ほどから申ししておりますように、東京ラウンド交渉の成功のためにできるだけの努力をしてまいりました。いとと思っておる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(牛場信彦君) アメリカからの農畜産物等の輸入などの問題につきましてお答え申し上

課題について、具体的政策展開の面で合意する」とこそ真の意義があつたと信じます。

ツースモールの批判を再び受けではなりません。
あなたはしばしば、臨機応変、大胆に対処するし
きりで、一二、二三、四五、五六十と見事な活躍

か、通産大臣からもその具体的方針を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(牛場信彦君) アメリカからの農畜産物等の輸入などの問題につきましてお答え申し上げます。

課題について、具体的な政策展開の面で合意することにこそ真の意義があったと信じます。

しかし、会談はきわめて短時間で終わり、しか

ツースモールの批判を再び受けではなりません。あなたたはしばしば、臨機応変、大胆に対処すると言表明されていますが、いつ、どのような規模の練習

か、通産大臣からもその具体的方針を明らかにしていただきたい。

正予算を編成する心づもりなのか、またその内容は從来のような公共投資中心の考え方か、われわれの要求している大幅減税と福祉拡充を柱とした消費購買力を高めることに主点を置くものであるのか、国内外に公約した経済成長目標達成について国民の確信が得られるよう率直な方針を明らかにしていただきたい。

第二は、保護貿易主義の防止、経営収支の黒字化減らしの確認に対する具体的方針に関してであらう。わが国の輸出入構造の是正について、政府は、ガイドラインの設定など輸出の自粛規制によりそぞろの均衡を圖らんとするのか、あるいは現在の輸出規模に見合った輸入構造をつくり出そうとしているのか、総理の基本的な方針を明らかにしてもらいたい。前者に重点を置く場合、政府が昭和四十年代半ばからの経済屈折期にその見通しと対応を誤り、産業構造、輸出構造の改革を怠ってきた実と、今後その改革になお相当の期間を要するところを思えば、急激な規制を行なおうとする結果となりましよう。また、後者の場合

世紀最後の年次とし、近頃のやまと日本もなかなか
ければならないわが国にとって、昨年九月以降の
急激な円高・ドル安は長期不況からの脱出を一層
困難なものにしました。ドルの安定と国際通貨制度
問題について、首脳会談に先立つてメキシコ市
で開かれた IMF 暫定委員会では、為替監視の強
化によって変動相場制度を維持しようとするアメ
リカと、この制度 자체を再検討すべきだとする日
本との間に見解の相違が見られましたが、首脳会
談でそうした基本政策の調整がなされた形跡は見
られません。アメリカの基調は依然としてビナイ
ン・ネグレクトの姿勢が変わっていません。今日
までの予算委員会で、SDR の見直しとその役割
の強化、ローランドの発行、大平自民党幹事長の
固定相場制への復帰論、宮澤経企庁長官のター
ゲット・ゾーンの設定など、多くの論議が行われ
てきましたが、七月の先進国首脳会談を控えて、
総理及び大蔵大臣は、今回の合意を踏まえ、今後
どのような方策をアメリカに求めていくのか、ま
た、アメリカ国内のインフレ対策に何を求めてい
くのか、その方針を明らかにしていただきたい。
第四に、国際経済協力のあり方についてただし
ます。

五十二年度予算の規模と内容や、現在の政府施策をもつてして、7%成長が困難であろうことは、経済専門家が挙げて指摘しているところであります。そのため、一日も早く予算の大型補正を行なうことと手始めに、あらゆる手段を動員して対処する必要があることは、総理も認められるところであると信じます。過去数年の経験から学ぶべきことは、同じ補正予算を編成しても、九月以降にずれ込んだ場合、その効果は著しく減殺されてしまうことがあります。この失敗を繰り返さないためにも、補正予算の編成は早ければ早いほどその効果が大きいことを知るべきであり、ツーレイト、

がいまどうとしている緊急輸入対策は、あくまでも輸入の先取りにすぎず、一時的な効果は期待できません。それでも輸入の基調そのものを変えるものでないことを指摘せざるを得ません。緊急対策の問題点と問題点を踏まえると、内需を振興するところに、日本経済の体質を過度の輸出依存型から内需指向型へ変えていく構造改革対策を重点的に促進することが喫緊な課題であります。また、日本本業も、今後世界の食糧危機に対する戦略との関連でどう位置づけ、国際競争に対応した合理化、近代化を計画的に拡充するかの方策が確立されなければなりません。総理にはその確信がありま

現在の世界的不況は、先進国だけの経済困難だけでは解決されるものではありません。発展途上国の大経済水準の大幅引き上げは今後世界経済の発展に不可欠であります。したがって、政府の対外経済援助を先進工業国の中平均水準である〇・三三%まで早急に引き上げ、次いで国際的目標である〇・七%の達成を目指す努力をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、時間の関係もあり、かつ安全保障とアジア情勢については衆議院でわが党の代表がたださたところでもありますので、私は質問を経済問題の四点にしぼりましたが、これらの経済成長も通じて

貨の安定も、雇用を創出し安定するという目標を実現する手段であることを指摘したいと思います。雇用の創出と安定は、単に労働行政の範囲にとどまらず、中期展望に立った総合的経済成長を柱として、对外経済、財政、産業、地域開発、社会保障、時間短縮、教育、環境などの総合的な政策展開が不可欠であります。現代総合研究集団は、さきに「雇用創造の基本戦略のための緊急提言」を行い、その中で、現在の縦割り行政の欠陥を指摘し、内閣に有力な国務大臣を中心とした雇用戦略推進本部の設置を提唱していますが、これに対する総理の考え方と雇用問題に対処する基本方針を伺います。

最後に、総理が内外に宣言した経済成長7%と貿易収支の改善及び通貨の安定について、その達成が可能か否かについては、総理の決断を欠く政治姿勢に照らし、与党の中にもこれを危ぶむ者が多いと聞いております。総理の決意とともに、これが達成されない場合、どのような政治責任をとるおつもりなのか、その所信をただして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳氏君) またまた何のための訪米かと、こういふことでござりますが、これは当初の報告でも申し上げたとおり、特定の問題がなくとも、特定の決着をつけなければならぬ問題がないとも、日米両首脳といふものは少なくとも年に一回は会談をすべきものであると、私はそうかたく考えておるわけでありまして、場所は東京であつても、ワシントンであつても、ハワイであつても構いません。来年もやるつもりです。再来年もやるつもりです。いつでもやるつもりでござりますから、ひとつそのように御理解を願いたいのであります。

ただ、今度の訪問では、時あたかもアジアがベトナム後大変不安定な状態にあった、一時。それがいまは改善されつつある、そういう時期でありますので、アジア問題というものが論議をされる。

それから世界経済の危機のときでござりまするか

ういうふうに意見を調整するかということは、これらはもう本当に重要なことだと思う、そういうようなこと。さらに、先ほども申し上げましたが、

いま当面のことばかりじゃない、もう二十一世紀までにらんで、核の問題までひとつ日米協力しようとどうかというような話を話し合いましたが、

そういうようなことを考えますと、成功であったかどうかというような話ですが、成功であったか不成功であったか、これは御判断にゆだねますけれども、成果は大いにあつたと、このように考

えております。

それから、補正予算が当面必要じゃないかとい

うお話であります、これは、先ほども申し上げましたが、いま、経済の動きといふものは、私の見ましたが、いま、経済の動きといふものは、私の見るところでは順調だと思うのです。7%成長に

向かって動いておる、そのように考えますが、将来、この路線に狂いが来る、こういうようなことがあれば、その時点において、どういう対策が最も適切であるかということを見定め、選択いたしま

して、追加措置といった、そのように考えておる次第でござります。

したがいまして、いま、その追加措置の内容がどういうものであるかといふことはその時点で判断すべき問題であります。

○国務大臣(村山達雄君) お答え申し上げます。

もう総理が全部お答えいただきましたので、私からは、いわゆるサーバーランスについての日本とアメリカの対立があつたようなお話をございますが、そうではないということだけ申し上げてお

きます。

いわゆるサーバーランスにつきましては、第二

次IMF協定の中に盛られておるわけでござります。そして輸入をふやす。そうして、国内で商品が売れるようになりますから、輸出圧力を減らしてくる。これが中軸でなければならぬというふうに思いますが、それだけでは十分でないの

で、いろんな措置を考えておるということは先ほ

で

確信を持てるかというお話をござりまするが、もちろん確信を持ってその政策を進めておる、こ

ういうことでござります。

また、ドル安に対してどういう考え方を持ち、また、どういう要請をいたしておるかというお話をございますが、これもしばしば申し上げました

とおり、アメリカのインフレ、これを何とか是正してもらいたい、それからさらに、エネルギーの消費、これにつきまして、いま国会に法案が出ておりまするけれども、その通過を図るなど、あらゆる努力をしてもらいたい、こういうことを要請しております。

雇用の問題を強調されました。これは当面の経

済政策のねらいどころでござります。雇用情勢がどうなるかということをにらんで、いま、7%成長その他の施策を進めておる次第でござります。

また、7%成長に失敗したら、また、通貨、黒字問題の處理に失敗したら、その責任をどうするか

といふお話をございますが、そういう、失敗したらというような仮定のことは考えておりません。

これは、何が何でも、国内の経済成長、また、黒字処置、これは成功させ、内外の期待にこたえてまいりたいという決意であることをもってお答え

といたします。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 貿易問題についてのお

話でござりますが、一つは、緊急輸入は一時的なものであつて、との効果は水続しないではないか

と、こういふお話をございます。緊急輸入の内容を申し上げますと、一つは、製品輸入の拡大でござります。特に大型の機械等の輸入拡大であります。それから第二は、資源エネルギーの備蓄の強化であります。この内容は、石油とかウランある

いは非鉄金属、希少金属、それから基礎物資のうちのペレット、こういふものが対象になつております。それから第三は、資源エネルギーの備蓄の強化であります。この内容は、石油とかウランある程度持続する必要があるうと考へております。

一時的に、ある程度の成果を上げなければなりませんが、成果が上がつたからそれでやめてしまつていうものではなく、ある程度の持続が必要であります。そういう方向に産業構造の転換を図るべく、いま産業構造審議会に諮問をいたしておりまして具体的な対策を進めてまいりたいと存じております。ただし、この内需指向型の

ござります。それに対しまして日本の方は、それは決議機関でやるということになりますと多分に政治的になる。したがつて、こういふ経済問題でござりますから、やはり事務当局がやるということの方からスタートしていかがなものであろうか、それに関連して、従来の固定為替相場から変動為替相場に移つたことを振り返つてみて、その功罪をひとつ総会にまとめて報告してもらえば、それでもういたしておるかというお話をございますが、これもしばしば申し上げました

ところから、それからさらに、エネルギーの

消費、これにつきまして、いま国会に法案が出ておりまするけれども、その通過を図るなど、あら

ゆる努力をしてもらいたい、こういうことを要請してしております。

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 貿易問題についてのお

話でござりますが、一つは、緊急輸入は一時的なものであつて、との効果は水続しないではないか

と、こういふお話をございます。緊急輸入の内容を申し上げますと、一つは、製品輸入の拡大でござります。特に大型の機械等の輸入拡大であります。それから第二は、資源エネルギーの備蓄の強化であります。この内容は、石油とかウランある

いは非鉄金属、希少金属、それから基礎物資のうちのペレット、こういふものが対象になつております。それから第三は、資源エネルギーの備蓄の強化であります。この内容は、石油とかウランある程度持続する必要があるうと考へております。

一時的に、ある程度の成果を上げなければなりませんが、成果が上がつたからそれでやめてしまつていうものではなく、ある程度の持続が必要であります。そういう方向に産業構造の転換を図るべく、いま産業構造審議会に諮問をいたしておりまして具体的な対策を進めてまいりたいと存じております。ただし、この内需指向型の

産業構造の転換といいましても、それだけでは我が國の深刻な雇用問題が解決できるものではございません。何分にもたくさんの学校卒業生が毎年社会に出でまいりまして、しかも、そのうち百万人前後の者が就職を希望しております。毎年のことでありますので、よほどこの雇用問題には慎重な対応策が必要でございまして、ますやはりこの内需の拡大ということは何よりも大事でございますが、貿易の拡大均衡、このことも当然考えていかなければなりません。それから同時に、経済協力の拡大、わが国の経済の余力を擧げて世界全体の経済協力のために、また経済発展のためにこれを振り向けていくということ、こういう幾つかの政策が必要であると考えております。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(加瀬完君) 日程第二 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○副議長(加瀬完君) 右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十八日

商工委員長 楠 正俊
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための計画

を策定し、これを円滑に実施するため、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置を講ずるとともに、特定不況産業の設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信託金を設立しようとするものであつて、おむね妥当な措置であると認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

一、本法施行に伴う経費として、昭和五十三年度政府関係機関予算に特定不況産業信用基金に対する日本開発銀行出資金百億円が計上されています。

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一、構造不況業界の置かれている深刻な現状にかんがみ、本法に基づく措置を迅速かつ適確に実施に移すこと。
二、積極的な景気浮揚策を推進して内需の喚起を図るとともに、構造不況業種の実情に応じ官公需や経済援助の拡大を行う等内外における新たな需要の創出に努めること。

三、関係審議会の構成及び運営については、労働者及び必要に応じ関連中小企業者、関係地方公共団体等の意見が十分反映されるよう配慮するとともに、安定基本計画の策定にあたつては審議会の意見を尊重すること。

四、共同行為に参加しない事業者の事業活動が安定期に定められた場合に、労使間の協議によつて雇用の安定の円滑な実施が行われるよう必要に応じ適切な指導を行うとともに、関連中小企業者の経営の安定を期すること。

五、設備処理にあたつては、労使間の協議によつて雇用の安定の円滑な実施が行われるよう必要に応じ適切な指導を行うとともに、関連中小企業者の経営の安定を期すること。

六、構造不況業種における雇用の実態の掌握に努め、その実態に即して雇用安定資金制度及び特

特定不況業種離職者臨時措置法に基づく業種指定

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則(第十三条～第二十一条)

第二節 設立(第二十二条～第二十六条)

第三節 管理(第二十七条～第三十八条)

第四節 財務及び会計(第四十二条～第四十九条)

第五節 業務(第三十九条～第四十一条)

第六節 監督(第五十条～第五十一条)

第七節 补則(第五十二条～第五十四条)

第八節 雜則(第五十五条～第五十六条)

第九節 則則(第五十七条～第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、その実態に即した安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、○特定不況産業における経営の安定(配慮)により、不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。(特定不況産業)

第二条 この法律において「特定不況産業」とは、次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令で指定するものをいう。

一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又は鋼材の半製品の製造業

二 アルミニウム製鍊業

三 合成織維製造業

四 船舶製造業

五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業者の相当部分の経

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三

特定不況産業安定臨時措置法案

特定不況産業安定臨時措置法

(小字及び一は衆議院修正)

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

(小字及び一は衆議院修正)

官報号外

旨の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる業種で、設備の処理に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。第三十九条第二項において同じ。）により設備が生産の用に供されないようになることをいう。以下同じ。）を行うことによりその事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るために必要なものとして政令で定めるもの。

前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項の規定による指定をすべき旨の申出をすることができる。

主務大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出をした者の数が当該製造業を営む者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申出をした者の事業活動が当該製造業を営む者のすべての事業活動の大半を占める場合に限り、当該製造業につき第一項の規定による指定をするための手続をとるものとする。

主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種として同号の政令で定める手続をとるには、その目的からみて適当と認められる審議会（これに該当する審議会がない場合には、産業構成審議会。以下「関係審議会」という。）の意見を聽かなければならない。

第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞれの業種又はその業種の一部が経済的事情の変化により同項第五号に規定する要件に該当しなくなつた場合には、当該業種又は当該業種の一部に属する製造業につき同項の規定による指定をることができず、同項の規定による指定がされている当該製造業につきその指定を取り消すものとする。

一の業種を第一項第五号の業種として定める

ための同号の政令の制定又は改正は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日後は、行わないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等

（安定基本計画）

第三十二条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定期があったときは、特定不況産業のかに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るために必要なべき計画（以下「安定基本計画」という。）を定めなければならない。

安定基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 設備の処理を行なうべき設備の種類及びその生産能力の合計、当該設備についての設備の処理の方法及び期間その他設備の処理に関する事項
- 2 前号の設備の処理と併せて行なうべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止（当該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。以下同じ。）に関する事項
- 3 第一号の設備の処理と併せて行なうべき事業の転換その他の措置（○雇用の安定を図るための措置）に関する事項

第五条 主務大臣は、特定不況産業に属する事業者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と併せて行なうべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止（以下「設備の処理等」という。）が実施されないと認められる場合において、当該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対し、当該設備について、設備の処理等に係る共同行為を実施すべきことを指示することができること。

第二項第一号に規定する設備の生産能力の計算の方法は、前項の規定により政令で定める設備の種類ごとに、主務省令で定める。

第六条 前項の規定による政令で定める設備の種類は、特定不況産業ごとに定めなければならない。

第七条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

第八条 第五条第一項の規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更し、又は廃止したときは、同様とする。

（資金の確保）

第九条 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

第十一条 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、○当該措置に係る事業所における労働組合（当該措置に係る事業所における労働組合）が、○その雇用する労働者について、失業事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半數見を聽かれた場合に適用する。

第三条第六項の規定は、第一項の規定により関係審議会が意見を聽かれた場合に適用する。

（共同行為の内容）

第六条 前条第一項に規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 1 安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理等を実施するため必要な程度を超えないこと。
- 2 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 不当に差別的でないこと。
- 4 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。
- 5 共同行為の指示の変更等）

（雇用の安定等）

第三章 特定不況産業信用基金
第一節 総則

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるとこに従つて設備の処理その他の措置を行ふものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六条第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなりたと認めるときは、主務大臣に対し、第七条第一項の規定による変更又は取消しを求めることができる。

を代表する者)と協議して、を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)

第十三条 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第十四条 特定不況産業信用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、基金融出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対する対抗することができない。

(名称)

第十九条 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。

第二十条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(民法の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十二条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可等)

第二十三条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わったときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の登記)

第二十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款記載事項)

第二十五条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 目的

2 名称

3 事務所の所在地

4 資本金、出資及び資産に関する事項

5 役員に関する事項

6 評議員会に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 財務及び会計に関する事項

9 定款の変更に関する事項

10 公告の方

より認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時において、それを第三十条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(第三節 管理)

第二十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(第二節 管理)

第二十七条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 事務所の所在地

2 名称

3 事務所の所在地

4 資本金、出資及び資産に関する事項

5 役員に関する事項

6 評議員会に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 財務及び会計に関する事項

9 定款の変更に関する事項

10 公告の方

2 基金の定款の変更は、大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十八条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。(役員の職務及び権限)

第二十九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。(役員の兼任禁止)

第三十条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期) 第三十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。(役員の欠格条項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の解任) 第三十三条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めることは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。(役員の兼職禁止)

第三十五条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

2 この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会) 第三十六条 基金に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

3 評議員は、産業又は金融に関する知識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命) 第三十七条 基金の職員は、理事長が任命する。(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかるわざず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務) 第三十九条 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定不況産業における計画的な設備の処理

のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証

2 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に

属する事業者が安定基本計画に従つて行う設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受けた者が支払う補償金の支払に必要な資金(当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む。)の借入れについて行う。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額(大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額)をもつて第一項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務の委託) 第四十一条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかるわざず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行つうことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書) 第四十二条 基金は、第十四条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金) 第四十三条 基金は、第十四条又は前条第一項の規定による短期借入金は、当該事業の認可を受けた後、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを

第五節 財務及び会計

(事業年度) 第四十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可) 第四十三条 基金は、毎事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表) 第四十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付) 第四十五条 基金は、第十四条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金) 第四十六条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受け、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを

でに廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者については、第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八条第一項の規定にかかるわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八条の二第二項並びに第五十二条第一号及び第四号の規定の適用については、同法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法(以下「安定法」という)附則第六条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同法第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 第一项第四号中「林業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のよう改定する。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改定する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第二十号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改定する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第二十号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改定する。

別表第三中情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第二十九条第一号)の業務に関する文書

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○補正後君 登壇 拍手
議題となりました。商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○副議長(加瀬元君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本法案は、いわゆる構造不況業種の置かれてる深刻な現状にからがみ、その不況事態を招いてる共通かつ基本的な原因である過剰設備について、その処理を促進するための措置を講じようとするものであります。主な内容としては、特定不況業種の指定、特定不況産業との安定基本計画の作成、設備処理などに係るカルテル実施の指示及び設備処理資金の借り入れに係る債務保証業務を行う特定不況業種信用基金の設立等の措置が定められております。

なお、衆議院において、本案の目的に、「雇用の安定及び関連中小企業の経営の安定に配慮すること」と加え、これに伴つて必要となる措置を定めることを加え、これに伴つて必要な措置を定めると、所要の規定を整備する等の修正が行われております。

委員会におきましては、二日間にわたつて参考人の意見を聴取するとともに、社会労働、農林水産、運輸の三委員会と連合審査会を開催する等、きわめて慎重かつ熱心な審査を重ねてまいりましたが、質疑の詳細については会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院付託案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、対馬理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び新自由クラブの五派共同提案に係る構造不況業種における雇用対策、関連中小企業の経営安定対策の確立など九項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもつてこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬元君) これより採決をいたしました。

本法律案は、老人、心身障害者、母子家庭及び児童の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げ、低所得者についての児童手当の額の増額、児童の健全な育成及び資質の向上のための福祉施設の実施、厚生年金保険又は船員保険の被保険者である間ににおける老齢年金の標準報酬月額による支給制限の緩和、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期の繰り上げを行なふとか、いわゆる無年金者対策として、過去に保険料を滞納している期間がある者についての特例納付を実施する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和五十三年一度一般会計予算に約四十四億円が計上され、また、国民年金特別会計予算に約八百七十二億円、厚生保険特別会計予算に約一千六百十五億円、船員保険特別会計予算に約三十二億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

一、公的年金制度全体を通じ、各制度間の整合性と人口の老齢化に配慮し、速やかに年金制度の抜本的改善を図ること。

二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金の在り方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。

三、厚生年金について、五人未満事業所の従業員に対する適用を促進するとともに、在職老齢年金制度の支給制限の在り方を検討すること。

四、各福祉年金について、受給者の生活実態、最低生活基準とのバランス等を考慮して、その年額を更に大幅に引き上げるとともに、その実施時期について検討し、併せてその所得制限及び他の公的年金との併給制限の改善を図ること。

五、国民年金の特例納付の実施に当たつては、今回の措置の特殊事情にかんがみ、実施状況を見つめ低所得者に対する方策を確立するとともに、今後とも無年金者の発生を防止するため、制度の周知徹底に努めること。

六、スライド制の在り方について更に検討するとともに、併せて電算組織を総合的に活用して年金の業務処理体制の強化、年金相談体制の充実を図ること。

七、老齢年金及び通算老齢年金は、非課税とするよう努めること。

八、積立金の管理運用については、被保険者の福音を図ること。

社を最優先とし、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に一層努力するとともに、積立金の民主的運用に努めること。

九、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

十、児童手当制度については、長期的展望に立つて更に改善について検討を進めるとともに、当面は低所得者層を中心とした給付の一層の充実に努めること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十三年四月七日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

国民年金法等の一部を改正する法律案

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第五十八条中「二十七万円」を「二十九万七千六百円」に、「十八万円」を「十九万八千円」に改める。

第六十二条第一項中「二十三万四千円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項たゞ書中「十八万円」を「十九万八千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であったことがある者」を削り、同条第四項中「その一千円」に改め、同条第三項中「又は受給権者であったことがある者」を削り、同条第二項中「第二級」を「第二十三級」に改め、同項たゞ書及び同条第三項中「第二級」を「第二十二級」に改める。

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改定する。

第四十二条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第四十三条第五項中「達した後」の下に「七十歳に達するまでの間」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 被保険者である受給権者が七十歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第六条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改定する。

第三十四条第四項中「第十八級」を「第二十一級」に改め、同項たゞ書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十八条第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項たゞ書及び同条第三項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第三十九条ノ二第二項中「達シタル後」の下に「七十歳ニ達スル迄ノ間」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス。

第三十九条ノ二第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第六十二条の二第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第一号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附則第十二条第三項及び附則第二十八条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

附則第十三条第三項及び附則第二十九条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

附則第十四条第三項及び附則第二十九条の三第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十九条ノ五第一項本文中「第十一級乃至第十五級」を「第十四級乃至第十八級」に、「第十八級」を「第二十級」に改め、同項たゞ書及び同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改め、同項たゞ書及び同条第三項中「第二級」を「第二十二級」に改める。

六級乃至第十八級」を「第十九級乃至第二十一級」に改め、同項ただし書及び同条第二項中「第十八級」を「第二十一級」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に、「六万円」を「七万」「千円」に改め、同条第二号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(年金福祉事業団法の一部改正)

第五条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第六章中第三十五条の二の次に次の二条を加える。(特別の法人の借入金に関する特例)

第三十五条の三 特別の法律に基づいて設立された法人(厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船員保険の船舶所有者である者に限る。)で、当該特別の法律の借入金に関する規定により、第十七条第三号イに掲げる資金を借り入れることができず、又は当該法人を監督する行政庁の認可若しくは承認(これらに類する処分を含む。)を受けなければ当該資金を借り入れることができないこととされるものは、当該特別の法律の借入金に関する規定にかかるわらず、当該資金を借り入れることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五条第一項の規定は、同法第一条に規定する公庫の前項の資金に係る借入金については、適用しない。

(児童扶養手当法の一部改正)

第六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万九千五百円」を「二万一千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正)

第七条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改める。

第四条中「一万五千円」を「一万六千五百円」に、「二万一千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

第十八条中「五千五百円」を「六千二百五十円」に改める。

(児童手当法の一
部改正)

第六条第一項中「五千円」の下に「(前年の所得一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)につきその所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定により課する同法第五条第一項第一号に掲げる税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額がない者に支給される場合にあつては、六千円」を加える。

(福祉施設)

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第八条ノ二第一項の積立金の額に相当する額の範囲内で、第一条の目的の達成に資する施設をすることができる。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九条の次に一条を加える改正

規定並びに附則第十三条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、附則第五条、附則第六条及び附則十一条から附則第十二条までの規定 及び附則十一条から附則第十二条までの規定

昭和五十三年六月一日

三 附則第四条の規定 昭和五十三年七月一日

以外の規定 昭和五十三年八月一日

四 前三号並びに次号及び第六号に掲げる規定 以外の規定

昭和五十三年十月一日

五 第八条中児童手当法第六条第一項の改正規定及び附則第九条の規定 昭和五十三年十月一日

正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

六 第一条中国民年金法第八十七条第三項の規定 正規定及び附則第三条の規定 昭和五十四年四月一日

(国民年金法の一
部改正に伴う経過措置等)

第二条 昭和五十三年七月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例によると。

第三条 昭和五十五年四月以後の月分の国民年金法による保険料については、第一条の規定による改正後の同法第八十七条第三項中「三千三百円」とあるのは、「三千六百五十円(昭和五十四年度において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二条の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十一年度の年金額とある。)」とある。

第四条 第一条の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第五条 国民年金法第七十六条の規定により読み替られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行うことにより、六十五歳

6 第一条の規定による納付を行つた後、同法第七十六条の規定により読み替られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなしして、その者に老齢年金を支給する。

第七条 国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかるわらず、そ

た者(国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。)は、都道府県知事に申し出て、昭和五十三年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間(同法第七十五条第一項、附則第六条第一項及び附則第七条第一項、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十五条第一項並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十九条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。)のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、一月につき四千円を納付することができる。

第八条 第八条第一項の規定による納付は、昭和五十五年六月三十日までに行わなければならない。

第九条 第二項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

第十条 第二項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第十一条 第二項の規定による納付を行つた後、同法第七十六条の規定により読み替られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていない者が、第一項の規定による納付を行つた後、同法第七十六条の規定により読み替られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなしして、その者に老齢年金を支給する。

第十二条 第二項の規定による納付を行つた後、同法第七十六条の規定により読み替られる同法第二十六条に定める老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたときは、同項の規定にかかるわらず、そ

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和五十三年五月以前の月分の厚生年金保険法第六十一条の二の規定により加算する額について、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 昭和五十三年五月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 昭和五十三年七月以前の月分の船員保険法第七条の額については、なお従前の例による。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和五十三年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(児童手当法の一
部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第十条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十級」を「第二十三級」と改める。

第十九条の三第一項中「第十八級」を「第二十二級」に改め、同条第二項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

第三十一条中「同法第三十八条第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されてい
る」を「船員保険の被保険者である間に支給され
る」に改める。(通算年金制度を創設するための関係法律の一
部を改正する法律の一部改正)

第十二条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十級」を「第二十三級」に改める。

級に改める。

附則第十四条第三項中「第十八級」を「第二十
級」に改める。(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第十二条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改
正する。附則第十七条第二項中「第十八級」を「第二十
級」に改める。(厚生年金保険特別会計法の一部改正)
第十三条 厚生年金保険特別会計法の一部を次のよう
に改正する。第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「福祉施
設費」を加える。第八条ノ二第三項中「児童手当交付金」の下に
「又ハ福祉施設費」を加える。第五条ノ二中「業務取扱費」の下に「福
祉施設費」を加える。

(和田静夫君登壇、拍手)

○和田静夫君 ただいま議題となりました国民年
金法等の一部を改正する法律案につきまして、社
会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申
し上げます。本法律案は、国民年金法のほか、関連する七法
律を改正しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国民年金について
は、老齢・障害・母子・準母子の各福祉年金の額を昭
和五十四年四月分及び昭和五十五年四月分から段
階的に引き上げるものとすること、第二に、いわ
ゆる無年金者対策として、過去に国民年金の保険
料を滞納している期間がある者について特例納付
を実施すること、第三に、厚生年金及び船員保険
について、在職老齢年金の支給制限の緩和などを
行うとともに、寡婦加算額を引き上げること、第
四に、昭和五十三年度における年金額のスライド
の実施時期を繰り上げて、厚生年金及び船員保険
は六月から、国民年金は七月からとすること、第
五に、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額をそれぞれ引き上げること、第六に、児
童手当の額を引き上げるほか、新たに児童の健全
育成及び資質の向上に資する施設をすることがで
きるようにすることなどであります。委員会におきましては、所得保障の理念と制度
の抜本改正、女性の年金権の確立、年金の併給調
整、在職老齢年金の支給制限の緩和と高齢者雇用
対策、物価スライドの実施時期と事務処理体制の
整備、無年金者対策、児童手当の充実策などの諸
問題について質疑が行われましたが、その詳細は
会議録により御承知願います。質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法
律案は原案どおり全会一致で可決いたしました。なお、本案に対し、公的年金制度の抜本的改
善、特例納付に当たつての低所得者対策の確立、
物価スライド制のあり方の検討と年金業務処理体
制の強化、児童手当の長期的展望に立った改善な
どを内容とする附帯決議を全会一致でつけること
に決しました。本法施行に伴う租税の減収見込額は、約三千
億円である。昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年五月九日
衆議院議長 安井 謙殿昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年五月九日
参議院議長 保利 茂昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案た。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十三年五月九日
大蔵委員長 鳥崎 均
参議院議長 安井 謙殿一、委員会の決定の理由
要領書一、本法律案は、昭和五十二年分の所得税につ
いて、一年限りの特別措置として、特別減税を実
施しようとするものであつて、妥当な措置と認
める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、約三千
億円である。昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年五月九日
衆議院議長 保利 茂昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年五月九日
参議院議長 保利 茂昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨
時措置法案

六三七

卷之三

第一條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十 三号）第二条第一項第三項

三号) 第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得稅法第二條第一項第五號に

三 控除対象配偶者 所得税法第二条第一項第
規定する非居住者をいう。

三十三号に規定する控除対象配偶者をいう。

四 扶養親族 所得稅法第三條第一項第三十四號に規定する扶養親族をいう。

五 確定申告書 所得稅法第二條第一項第三十

七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号) 第十九条第三項に規定する修正申告書

を含む)をいう。

納稅地をいう。

七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

八 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六

九 決定 国税通則法第二十五条の規定による
条の規定による更正をいう。

決定をいう。

十 充當 国税通則法第五十七条第一項の規定による充當をいう。

十一 附帶税 国税通則法第一条第四号に規定

十二 昭和五十二年分所得税 居住者に係る昭 する附帯税をいう。

和五十二年分の所得税（同年分の所得税に対

する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定の適用については、租税特別

措置法及び国税収納金整理資金に関する法律

十一号) 附則第二条の規定が適用されたもの
の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第

（昭和第二年の規定を適用されるもの）をいう。以下同じ。又は非居住者に係る昭和

五十二年分の所得税（所得税法第百六十五条）

イ 税税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項及び第八条の四第一項（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号。以下「昭和五十二年租税特別措置法改正法」という。）附則第三条第一項の規定により昭和五十二年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「昭和五十二年改正前の租税特別措置法」という。第三条第一項の規定によることとされる場合並びに昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第四条第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により課される所得税並びに租税特別措置法第四十一条の第六第一項の規定により徵收された所得税で同条第二項の規定により源泉徵收に係る所得税とみなされたもの及び同法第四十条の十二第三項の規定により徵收された所得税で同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徵收される所得税とみなされたもの（昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第八条の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の規定の例によることとされる場合において同条第四項の規定により同項に規定する償還を受ける時に徵收される所得税とみなされたものを含む。）

定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び同法第八条の三第三項(昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により徴収された所得税で租税特別措置法第八条の三第四項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの(昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第三条第一項の規定により昭和五十二年租税特別措置法第三条の三の規定によることとされる場合において同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたもの及び昭和五十二年租税特別措置法改正法改正法附則第四条第一項の規定により昭和五十二年改正前の租税特別措置法第八条の三の規定によることとされる場合において同条第五項の規定により源泉徴収に係る所得税とみなされたものを含む。)特別減税を受けることができる。

は、昭和五十二年分所得税につき所得税法第二編第二章第四節、第三章、第四章及び第百六十一条並びに租税特別措置法第八条の六、第十二条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第二十八条の四、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十八条、第三十九条、第二章第五節第一款、第四十一条の四及び第四十二条の五並びに昭和五十二年租税特別措置法改正法附則第五条の規定を適用して計算した所得税の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する特別減税の額及び昭和五十二年分所得税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項に規定する特別減税の額は、特別減税額という。

第三章 特別減税額に係る還付及び申告等（居住者の申告税額に係る特別減税額の還付）

第五条 昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税について、確定申告書（所得税法第二百二十二条第一項第四号に掲げる金額が記載されている申告書並びに同法第二百二十三条第一項並びに第二百二十六条第二項及び第二百二十七条第三項の規定による申告書を除く。）を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その者が、第十条第一項に規定する基準日在職者に該当する者である場合には、申告税額対応減税額を有する者に限る。）は、納稅地の所轄稅務署長に対し、特別減税額（当該申告税額対応減税額を有する者については、特別減税額のうち当該申告税額対応減税額に相当する部分の金額）に相当する所得税の還付を請求することができるとする。

2 前項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合には、その相続人（包括受遺者を含む。）は、当該死亡した者に係る同項に規定する稅務署長に対し、当該還付の請求をすることができる。第一項又は前項の規定による還付の請求をし

| | | |
|---|---|---|
| | | 第六条 前条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以前に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得税法第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む)又は第二百一十五条第一項若しくは第二項の規定により提出したこれらの規定に規定する相続人について準用する。 |
| | | 2 前条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による還付の請求をすることができる者が当該還付の請求をしないで死亡した場合について準用する。 |
| | | 3 前条第三項から第七項までの規定は、第一項において準用する同条第一項の規定による還付の請求及び前項において準用する同条第二項の規定による還付の請求についてそれぞれ準用する。 |
| | | (居住者の確定申告の場合の特別減税) |
| | | 第七条 居住者は、昭和五十三年六月一日以後において昭和五十二年分所得税の確定申告書(所得税法第二百二十一条第一項第四号に掲げる額が記載されている申告書及び同法第二百二十三条第一項の規定による申告書を除く)を提出する場合には、当該申告書に同法第二百二十一条各号に掲げる事項のほか特別減税額その他大蔵省令で定める事項を記載することにより、昭和五十二年分所得税につき特別減税額に相当する税額の軽減又は還付を受けることができる。この場合において、同条並びに同法第二百二十二条、第一百二十八条、第一百三十九条及び第二百三十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |
| 所得税法第二百二十一条第一項第三号 | 所得税の額 | 所得税の額及び昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十三年法律第号)第四条第四項(特別減税額)に規定する特別減税額の額並びに当該所得税の額から当該特別減税額を控除した金額に相当する所得税の額 |
| 所得税法第二百二十一条第一項 | 配当控除の額 | 配当控除の額と昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法(昭和五十三年法律第号)第四条第四項(特別減税額)に規定する特別減税額との合計額 |
| 7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。 (死亡した者の準確定申告に係る特別減税額の還付) | 7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。 (死亡した者の準確定申告に係る特別減税額の還付) | 5 第二項から前項までに規定する還付金について国税通則法第五十九条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項又は第二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日)までの期間とする。 |
| 所得税法第二百二十一条第一項第三号 | 所得税の額 | 6 第二項から前項までに規定する還付金について国税通則法第五十九条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、昭和五十三年六月一日以前に、第十条第一項に規定する基準日在職者が昭和五十二年分所得税について確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その者の同項に規定する給与特別減税額が特別減税額に満たないときにおける特別減税額から当該給与特別減税額を控除した金額をいう。 |

| | | | | | | | |
|---|--|---------------------------------------|--|--|--|---|-----------------|
| | | | | | | | |
| 所得稅法第二項 九條第一項 | 所得稅法第二百三十 九條第一項 | 所得稅法第二百三十 八條第三項 | 所得稅法第二百三十 八條第一項 | 所得稅法第二百二十 二項 | 所得稅法第二百二十 二項 | 所得稅法第二百二十 二項 | 所得稅法第二百二十 二項 |
| 還付金の還付をす る場合において、 | 第一項の規定によ る還付金を同項 | 翌日 | 第一百二十条第一項 | (確定所得申告) | 第一百二十条第三項 | 第一百二十条第一項 | その年分の所得稅 |
| 同項 | | | 第一百二十条第一項 | | | 昭和五十二年分の所得稅 | 政令で定める金額 |
| 還付金(同項の確定申告書に記載された昭和五十二年分の特別減税額)に規定する特別減税額に相当する | 税額に係る還付金を除く。)を第一項 税額に係る還付金を除く。(前項に規定する特別減 税額に記載された昭和五十二年分の特別減税額に相当する | 申告書に記載された昭和五十二年分の特別減税額に規定する特別減税額に相当する | 昭和五十二年分の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第一百二十条第一項 | 昭和五十二年分の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第一百二十条第一項 | 昭和五十二年分の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)の規定により読み替えられた第一百二十条第一項 | 交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十一条第一項(給与所得に規定する給与等のうち第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額等)を証する書類として大蔵省令で定めるもの)を含む。) | 当該金額がある場合には、 |

官報(号外)

| | | |
|--------------------|--------------|---|
| 所得稅法第三百三十 九条第三項 | 翌日 | 金額に係る還付金を除く。)の還付をする場合において、第一項 |
| 所得稅法第三百三十 九条第四項 | 第一項の規定による還付金 | (死亡に係る準確定申告の場合の特別減税) 第八条 前条の規定は、昭和五十三年六月一日以後に、昭和五十二年分所得税についての確定申告書を所得稅法第三百二十四条第一項(同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第三百二十五条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続人が提出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第三百二十条第一項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段(居住者の確定申告の場合の特別減税)」の規定により読み替えた第三百二十二条第一項第三号として、これらの規定を適用する。 |

(非居住者の特別減税)
第九条 第五条から前条までの規定は、非居住者の昭和五十二年分所得税についての特別減税額に相当する所得税の還付及び確定申告書を提出する場合の特別減税額に相当する所得税の還付(当該金額が、昭和五十二年給与源泉税額を超える場合には、昭和五十二年給与源泉税額と同一の額)をいう。

2 前項に規定する昭和五十二年給与源泉税額とは、主たる給与支払者が基準日在職者の昭和五十二年中の所得稅法第三百九十九条第一号に規定する給与等につき同条の規定(租税特別措置法第四十一条の二又は第四十一条の五の規定の適用

2 前項の規定がある場合には、所得稅法第三百二十五条第四項中「第三百二十条第三項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えた第三百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定がある場合には、所得稅法第三百二十五条第四項中「第三百二十条第三項」とあるのは「昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法第七条後段の規定により読み替えた第三百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する昭和五十二年給与源泉税額とは、主たる給与支払者が基準日在職者の昭和五十二年中の主たる給与等(居住者が同法第

和五十二年中の主たる給与等(居住者が同法第

百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この条において同じ。)のうちその年最後に受けるものの支払を受ける居住者で、かつ、昭和五十三年六月一日において当該主たる給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるもの(以下この条において「基準日在職者」という。)に対し、同年六月又は七月のいずれかの月で大蔵省令で定めるところにより源泉徴収に係る所得税の納稅地の所轄稅務署長に届け出た月(当該主たる給与支払者がこの項の規定による還付を行つた月又は七月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、当該稅務署長が当該還付を行うことが適當であると認めた月)において、第四条第一項本文に規定する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(当該金額が、昭和五十二年給与源泉税額を超える場合には、昭和五十二年給与源泉税額と同一の額)を当該基準日在職者に係る主たる給与支払者に還付しなければならない。

3 稅務署長は、基準日在職者が昭和五十三年六月一日以前に昭和五十二年分所得税につき確定申告書を提出し、若しくは更正を受けたことによりその者の特別減税額が給与特別減税額に満たないと認められる場合、又は基準日在職者の給与特別減税額の計算がこの法律の規定に従つていかつた場合その他その調査したところと異なる場合には、大蔵省令で定めるところによりその旨及び当該特別減税額又は給与特別減税額を当該基準日在職者に通知しなければならない。

4 特別減税額に係る前項の通知を受けた主たる給与支払者は、当該通知に係る基準日在職者に対する第一項の規定による還付については、当該通知に係る特別減税額を基礎として計算した給与特別減税額により行わなければならない。ただし、主たる給与支払者が同項の規定による還付をした後において特別減税額又は給与特別

減税額に係る前項の通知を受けた場合には、当該主たる給与支払者は、当該通知を受けた日以後に当該通知に係る基準日在職者に対し最初に支払う給与等又は所得税法第百九十九条に規定する退職手当等の支払の際、その者に当該還付をした金額のうち当該通知に係る特別減税額又は給与特別減税額を超える部分の金額に相当する所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 前項ただし書の規定により徴収して納付すべき所得税は、主たる給与支払者については、源泉徴収に係る所得税とみなして、所得税法、国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の規定を適用するものとし、基準日在職者については、当該所得税に相当する金額は第一項の規定による還付を受けなかつたものとみなす。

6 第二項から前項までに定めるものほか、第一項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（更正又は決定の場合の特別減税）

第十一條 昭和五十三年六月二日以後に、居住者又は非居住者の昭和五十二年分所得税に關し更正又は決定をする場合には、第四条第一項に規定する昭和五十二年分所得税額から特別減税額

を控除するものとする。

（特別減税額に係る国税通則法の適用の特例）

第十二条 第五条第四項（第六条及び第九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による還付を受けた場合には、そ

の者に係る昭和五十二年分所得税については、当該還付に係る還付請求書に記載された特別減税額（第五条第四項の規定により、税務署長が

還付した還付金の額を限度とする。）は、昭和五十三年六月一日以前に提出された確定申告書又

は同日以前にされた更正若しくは決定に係る通知書に記載された国税通則法第二条第六号ホ又はへに掲げる事項とみなして、同法中申告、更正若しくは決定又は更正をすべき旨の請求に關する規定を適用する。この場合においては、當

該確定申告書又は当該通知書に記載されていた納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額について、当該納付すべき税額から当該特別

減税額を控除した後の税額又は当該還付金の額に相当する税額に当該特別減税額を加算した後

の税額が記載されていたものとみなす。

2 居住者又は非居住者が昭和五十二年分所得税につき特別減税を受けた場合におけるこれらの税額が納付すべき昭和五十二年分所得税に係る附帯税に關する国税通則法の規定の適用について

は、次に定めるところによる。

（基準日在職者の還付金の支払明細書）

第十三条 第一条第一項に規定する基準日在職者に對し同項の規定により所得税の還付をする同

項に規定する主たる給与支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必

要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならぬ。

3 第五条第四項の規定による還付を受けた所得税に係る特別減税額又は第七条の規定によ

る控除を受けた特別減税額が過大であったこと

に伴い、昭和五十二年分所得税についてこれら

の還付に係る還付金の額に相当する税額を減少させ、又は納付すべき税額を増加させ

る修正申告書の提出又は更正があつたとき

は、当該修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額のうちこれら特別減税額に相

当する税額について国税通則法第六十条第二項の規定により延滞税を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間の始期は、これ

することができる。

一 この法律に基づく特別減税を受けることができる者又は当該特別減税を受けることができると認められる者

二 第十条第一項の規定による所得税の還付をする義務がある者又は当該還付をする義務がある者又は当該還付をする義務があると認められる者

三 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 所得税法第二百三十六条の規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が第一項の規定による質問又は検査をする場合について準用する。

(特別減税額に係る国に対する請求権の期間制限)

第十五条 この法律に基づく特別減税額に係る国に対する請求権で、第七条後段の規定により読み替えられた所得税法第二百二十一条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は

五 替えられた所得税法第二百二十一条第一項又は第八条第一項後段の規定により読み替えられた同法第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二百二十五条第一項(これららの規定を第九条において

適用する場合を含む。)の規定による申告書を提出する義務がある者は、当該申告書に係る昭和五十二年分所得税につき国税通則法第七十条及び第七十一条の規定により更正又は決定することができる期間を経過した日以後においては、これを行使することができない。

第六条及び第九条において準用する場合を含む。)の規定による還付を受け、又は第七条後段(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた所得税法第二百二十一条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は

七条の規定を適用する。前項の期間内に行使された請求権に基づき生じた還付金に係る国に対する請求権についても、また同様とする。

(政令への委任)

第十六条 第五条から前条までに定めるものほか、この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

二 第十条第一項の規定により還付すべき所得税を還付しなかつた者は

三 第十条第四項の規定により徴収して納付すべき所得税を徴収せず、又は当該所得税を納付しなかつた者は

四 第十三条に規定する支払明細書を同条に規定する還付の際当該還付を受ける者に交付せず、又はこれに偽りの記載をして当該還付を受けける者に交付した者

し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

二 前号の検査に關し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

三 第十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により、第五条第四項(第六条及び第九条において準用する場合を含む。)の規定による還付を受け、又は第七条後段(第八条第一項及び第九条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた所得税法第二百二十一条第一項第三号に規定する特別減税額に係る同号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は

二 前項に規定する人格のない社団等について同一の規定の適用がある場合には、その代表者又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

三 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

四 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

五 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

六 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

七 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

八 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

九 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

十 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

十一 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

十二 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

十三 第十九条 法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人

又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

○鳴崎均君 ただいま議題となりました昭和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。最近における社会経済情勢に顧み、中小所得者の所得税負担を軽減する等のため、一年限りの特例措置として、昭和五十二年分の所得税額を減額し、これを昭和五十三年において還付する措置を講じようとするものであります。

減税による還付額は、昭和五十二年分所得税額を限度とし、本人六千円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき三千円を加算することとしております。

なお、特別減税による国税の減収額は約二千億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席者は左のとおり。

| 議員 | 議長 | 安井謙君 | 副議長 | 加瀬完君 | 田淵哲也君 | 大石武一君 | 山田勇君 | 前島英三郎君 | 青島幸男君 | 市川房枝君 | 下村泰君 | 大鷹淑子君 | 園田清充君 | 小澤太郎君 | 井上吉夫君 | 大鷹淑子君 | 平井卓志君 | 丸茂重貞君 | 上條勝久君 | 山本富雄君 | 吉田実君 | 鈴木一弘君 | 小林国司君 | 中山太郎君 | |
|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 木島則夫君 | 黒柳明君 | 栗林卓司君 | 榎垣徳太郎君 | 矢追秀彦君 | 田代富士男君 | 中西一郎君 | 坂元親男君 | 峯山昭範君 | 阿部憲一君 | 上林繁次郎君 | 北修二君 | 下条進一郎君 | 金丸三郎君 | 柳澤鍊造君 | 柳澤鍊造君 | 相沢武彦君 | 藤原房雄君 | 矢原秀男君 | 桑名義治君 | 井上計君 | 中野明君 | 太田淳夫君 | 新谷寅三郎君 | 白木義一郎君 | 吉田正義君 |
| 林達君 | 世耕政隆君 | 寺下岩藏君 | 細川護熙君 | 遠藤政夫君 | 和田春生君 | 柄谷道一君 | 高橋信二君 | 伊江朝雄君 | 伊江朝雄君 | 塩出啓典君 | 北修二君 | 北修二君 | 高橋信二君 | 高橋信二君 | |
| 木島則夫君 | 黒柳明君 | 栗林卓司君 | 榎垣徳太郎君 | 矢追秀彦君 | 田代富士男君 | 中西一郎君 | 坂元親男君 | 峯山昭範君 | 阿部憲一君 | 上林繁次郎君 | 北修二君 | 下条進一郎君 | 金丸三郎君 | 柳澤鍊造君 | 柳澤鍊造君 | 相沢武彦君 | 藤原房雄君 | 矢原秀男君 | 桑名義治君 | 井上計君 | 中野明君 | 太田淳夫君 | 新谷寅三郎君 | 白木義一郎君 | 吉田正義君 |
| 林達君 | 世耕政隆君 | 寺下岩藏君 | 細川護熙君 | 遠藤政夫君 | 和田春生君 | 柄谷道一君 | 高橋信二君 | 伊江朝雄君 | 伊江朝雄君 | 塩出啓典君 | 北修二君 | 北修二君 | 高橋信二君 | 高橋信二君 | |

| | | | |
|--------|-------------------|--------|--|
| 斎藤 十朗君 | 青井 政美君 | 橋本 敦君 | 久保 亘君 |
| 石破 二朗君 | 大島 友治君 | 片山 基市君 | 永野 嶽雄君 |
| 斎藤栄三郎君 | 山東 昭子君 | 小山 一平君 | 夏目 忠雄君 |
| 植木 光教君 | 安田 隆明君 | 石本 茂君 | 日黒今朝次郎君 |
| 梶木 又三君 | 藤井 丙午君 | 鈴木 省吾君 | 田中寿美子君 |
| 鳴崎 均君 | 安永 英雄君 | 竹田 四郎君 | 栗原 俊夫君 |
| 山崎 竜男君 | 増田 盛君 | 村田 秀三君 | 渡辺 武君 |
| 大谷藤之助君 | 江藤 智君 | 大塚 香君 | 小谷 守君 |
| 藤田 正明君 | 町村 金五君 | 河野 謙三君 | 小柳 勇君 |
| 玉置 和郎君 | 内藤益三郎君 | 山崎 昇君 | 河田 賢治君 |
| 佐藤 信二君 | 楠 正俊君 | 瀬谷 英行君 | 上田耕一郎君 |
| 円山 雅也君 | 佐藤 三吾君 | 下田 京子君 | 坂倉 藤吾君 |
| 堀江 正夫君 | 佐藤 昭夫君 | 福田 起夫君 | 國務大臣 |
| 森田 重郎君 | 大森 昭君 | 園田 直君 | 内閣總理大臣 |
| 林 寛子君 | 松前 達郎君 | 福田 起夫君 | 外務大臣 |
| 藤井 裕久君 | 山中 郁子君 | 園田 直君 | 國務大臣 |
| 村沢 牧君 | 安武 洋子君 | 村山 達雄君 | 大蔵大臣 |
| 宮田 輝君 | 吉田 正雄君 | 小沢 辰男君 | 厚生大臣 |
| 鳩山成一郎君 | 大木 正吾君 | 中川 一郎君 | 農林大臣 |
| 広田 幸一君 | 通商産業大臣 | 河本 敏夫君 | 通商産業大臣 |
| 案納 勝君 | 國務大臣 (経済企画庁長官) | 宮澤 喜一君 | 國務大臣 |
| 中村 太郎君 | 矢田部 理君 | 牛場 信彦君 | 法務委員 |
| 和田 静夫君 | 秦野 章君 | 柏谷 照美君 | 上田 稔君 |
| 立木 洋君 | 福岡日出磨君 | 神谷信之助君 | 議長の報告事項 |
| した。 | 寺田 熊雄君 | 小笠原貞子君 | 去る四月二十七日プラス・ロカ・キューバ人民権力国民議会議長から本院議長宛、次の祝電を接受 |
| | 片岡 勝治君 | 対馬 孝且君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 高橋 誠君 | 高杉 勉忠君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 広田 幸一君 | 藤島 茂夫君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 案納 勝君 | 勝又 武一君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 中村 太郎君 | 高杉 勉忠君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 和田 静夫君 | 藤島 茂夫君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| | 立木 洋君 | 高杉 勉忠君 | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |

来る二十九日の日本の国祭日にあたり、閣下に、キューバ共和国人民権力国民議会の祝福を送りたいと存じます。同時に、貴国民の進歩と福社のために閣下が果される重要な責務の成功と、閣下御自身の御多幸をお祈り致します。

同日キロ・グリゴロフ・ユーロースラヴィア連邦議会議長から本院議長宛、次の祝電を接受した。

天皇誕生日に際し、私はユーロースラヴィア社会主義連邦共和国議会を代表して、閣下に御祝辞をお伝えすることを特に喜びとするものであります。この機会に、両国の議会の協力により、両国間の理解と友情の関係がますます強化されることを確信しておりますことを申し上げます。

去る四月二十八日議長において、常任委員を次のとおり指名した。

内閣委員 上田 稔君

法務委員

辞任 内閣委員

補欠

金丸 三郎君

竹内 潔君

| | | | |
|--------|------------|---------------------|--|
| 地方行政委員 | 柳澤 錬造君 | 木島 則夫君 | 郵便貯金法の一部を改正する法律案 |
| 辞任 | 降矢 敬雄君 | 園田 清充君 | 通信委員会に付託 |
| 竹内 潔君 | 宮本 顯治君 | 補欠 | 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |
| 金丸 三郎君 | 宮本 顯治君 | 補欠 | 沖繩及び北方問題に関する特別委員 |
| 法務委員 | 杏脱タケ子君 | 辞任 | 同日議員上田耕一郎君外二名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。 |
| 社会労働委員 | 宮本 顯治君 | 補欠 | 核兵器全面禁止、原子爆弾被爆者等援護に関する決議案 |
| 辞任 | 大谷藤之助君 | 補欠 | 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 |
| 農林水産委員 | 大谷藤之助君 | 補欠 | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 |
| 辞任 | 十朗君 | 補欠 | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決する議定書の締結について承認を求めるの件 |
| 園田 清充君 | 降矢 敬雄君 | 補欠 | 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正すべき・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件 |
| 商工委員 | 斎藤 十朗君 | 補欠 | ソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定及び北西太平洋における千九百七十八年のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件 |
| 辞任 | 大谷藤之助君 | 補欠 | 北太平洋の公海漁業に関する国際条約を改正すべき・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件 |
| 農林水産委員 | 浜本 万三君 | 補欠 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 |
| 運輸委員 | 斎藤 十朗君 | 補欠 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 |
| 辞任 | 浜本 万三君 | 補欠 | 原子弹被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（市川正一君外二名発議） |
| 通信委員 | 斎藤 十朗君 | 補欠 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 |
| 辞任 | 浜本 万三君 | 補欠 | 原子弹被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（市川正一君外二名発議） |
| 宮本 顯治君 | 柳澤 錬造君 | 補欠 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 |
| 宮本 顯治君 | 農林水産委員会に付託 | 農業者年金基金法の一部を改正する法律案 | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを許可し、その補欠を指名した。 |
| 杏脱タケ子君 | 農林水産委員会に付託 | 農林水産委員会に付託 | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを許可し、その補欠を指名した。 |

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

地方交付税法等の一部を改正する法律

職業訓練法の一部を改正する法律

同日内閣から、首都圈整備法第三十条の二の規定

に基づく昭和五十二年度首都圈整備に関する年次

報告を受領した。

同日ホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国

人民議会議長から本院議長宛、次の祝電を接受した。

日本の国民の祝日に際し、閣下に心からお祝い

を申し上げます。また、この機会を利用しまし

て、わが両国議会の協力が今後の両国関係の一

層の発展に寄与するという私の信念を表明いた

します。この意味におきまして、今度の閣下の

ドイツ民主共和国御訪問を心から楽しみにお待

ちしています。重ねて閣下の御多幸を祈り上げ

ます。

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

市川 正一君

渡辺 武君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

民議会議長、キロ・グリゴロフ・ユーポースラ

任を許可し、その補欠を指名した。

官 (外)

商工委員

辞任

補欠

竹内 濩君

植木 光教君

ヴァイア連邦議会議長及びホルスト・ジンダーマン・ドイツ民主共和国人民議会議長宛、それぞれ

天皇誕生日に際し、御懇意なる御祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて閣下の御健勝と、閣

のため御尽力くださるよう祈ります。

天皇誕生日に際し、御懇意なる御祝辞をいただき深謝申し上げ、あわせて閣下の御健勝と、閣

のため御尽力くださるよう祈ります。

天皇誕生日に際し、御懇意なる御祝電をいただき深謝申し上げ、あわせて閣下の御健勝と、閣

のため御尽力くださるよう祈ります。

号外 報告

37

| 地方行政委員会 | | 大蔵委員会 | | 商工委員会 | |
|--|-------------------------------------|---------------------------|--|--|--|
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 理事 大谷藤之助君（大谷藤之助君の補欠） | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 |
| 佐藤 三吾君 | 穂山 篤君 | 宮田 輝君 | 降矢 敬義君 | 運輸委員会 | 昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案 |
| 大蔵委員会 | 大蔵委員会 | 大蔵委員会 | 大蔵委員会 | 通運委員会 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 通運委員会 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 |
| 穂山 篤君 | 佐藤 三吾君 | 中村 利次君 | 井上 計君 | 理事 小澤 太郎君（長田裕一君の補欠） | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 |
| 内閣委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 大蔵委員会 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 災害対策特別委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 井上 計君 | 中村 利次君 | 青木 薦次君 | 浜本 万三君 | 法務委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 地方行政委員会 | 地方行政委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 穂山 篤君 | 佐藤 三吾君 | 市川 正一君 | 浜本 万三君 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 外務委員会 | 外務委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 矢追 秀彦君 | 多田 省吾君 | 赤堀 操君 | 青木 薦次君 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 内閣委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 内閣委員会 | 商工委員会 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 |
| 地方法規第百五十六条规定に基づき、北海道管区行政管理局の分室の設置に関する承認を求める件 | 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案 | 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案 | 原子弹爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。 |
| 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 | 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案 | 特定機械情報産業振興臨時措置法案 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 |
| 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案（足立篤郎君外十一名提出） | 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案（足立篤郎君外十一名提出） | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 |

同日委員長から次の報告書が提出された。

国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書
昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法案可決報告書

上その免許を行使できない現状にある。

それは省令改正後三六〇CCの軽自動車は生産されなくて、改正前に生産された車は順次廃車と

なり、少數台しか存在していないからである。改正後の軽自動車五五〇CC生産車は昭和五十二年十一月末で約五十万台に達し、拡大の方向にある。更に排気量の拡大は、軽自動車の馬力、速度の向上でなく、公害規制のためにされたものである。

かかる観点から次の点につき質問する。

一 道路運送法「自動車の種別」と道路交通法「自動車の種類」との相違から、かかる実情になつたと思うがどうか。

右の免許の所持者が従前の軽自動車の規格を超える規格の普通自動車を運転するためには、普通に限定した普通自動車免許に切り替える措置が講じられ、これにより従前の免許の所持者の利益が保護されている。

二 免許制度の中で軽自動車免許制度があつたにもかかわらず、数次の改正で普通自動車免許とし限定条件付与をしてきたが、乗車できる軽自動車がないがこの既得権をどう生かすのか。

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 限定解除を受けるには、普通自動車免許試験を受けなければならず、限定免許所持者は、比

度が廢止され、自動車の種類としての軽自動車が普通自動車とされたのは、軽自動車の性能の向上に対応して、交通安全の見地から、運転免許の資格要件の強化が必要であつたためである。

四 道路運送法省令改正とともに道路交通法の政令改正も必要であつたのでなかつたか。

五 限定免許所持者の既得権を確保するため、道路交通法の整理府令を改正する必要があると思うがどうか。

その際、軽自動車免許を従前の軽自動車の運転に限定した普通自動車免許に切り替える措置が講じられ、これにより従前の免許の所持者の利益が保護されている。

軽自動車運転免許証に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

官報(号外)

森下 昭司

参議院議長 安井 謙殿

内閣總理大臣 福田 耕夫

参議院議長 安井 謙殿

内閣總理大臣 福田 耕夫

軽自動車運転免許証に関する質問主意書
昭和五十年九月一日道路運送法の省令改正により、軽自動車の排気量は、三六〇CC以下が五五〇CCまで拡大された。このため四十万～五十万名と推定される三六〇CC以下の車両運転のできる普通自動車免許の「限定免許証」所持者は事実

一 道路運送法「自動車の種別」と道路交通法「自動車の種類」との相違から、かかる実情になつたと思うがどうか。

参議院議員森下昭司君提出軽自動車運転免許証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三 限定解除を受けるには、普通自動車免許試験を受けなければならず、限定免許所持者は、比

一から五までについて

昭和四十三年に道路交通法上軽自動車免許制

の軽自動車の規格改定は、それ自体運転免許制

度の問題ではないが、現在、従前の規格による
軽自動車の販売が縮少されている状況の下にお
いて、なお相当数の者が限定の解除を受けてい
ない実情にあるので、これらの実情を十分踏ま
えつつ、限定の解除が促進されるよう最大限の
努力をすることいたしたい。

| | | | |
|------------|------|---|--|
| 第十六号中正誤 | | | |
| ベシ 段 行 誤 | | 正 | |
| 四〇 四八 小島さん | 木島さん | | |
| 第十七号中正誤 | | | |
| ベシ 段 行 誤 | 正 | | |
| 四七 三一 中小企業 | 中企業 | | |
| タク 三八 税度 | 程度 | | |
| 第十八号中正誤 | | | |
| ベシ 段 行 誤 | | 正 | |
| 四九 四八 安公 | 安全 | | |
| 内容と | | | |

昭和五十三年五月十日 參議院會議錄第二十号

明治二十五年三月三十日
新編便物記可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門一丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)
平107